

令和 7 (2025) 年度

医学類履修・学生生活の手引

金沢大学医薬保健学域医学類

目 次

1. 4学期制(クォーター制)について……………	1
2. 令和7(2025)年度医薬保健学域医学類学年暦【1年次】……………	2
3. 令和7(2025)年度医薬保健学域医学類学年暦【2～6年次】……………	3

履修の手引

1. 医学類の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)……………	9
2. 医学類専門教育のカリキュラム概要……………	9
3. 試験及び成績評価について……………	12
4. 試験に関する定めについて……………	12
5. 進級判定について……………	15
6. 卒業判定について……………	19
7. 基礎研究室配属……………	21
8. 臨床実習開始前の共用試験……………	21
9. 臨床実習における抗体検査について……………	21
10. 診療参加型臨床実習について……………	28
11. MD-PhDコース……………	28
12. メディカルリサーチトレーニング (Medical Research Training (MRT))プログラム……………	28
13. 学生授業アンケート……………	28
14. 優秀学生の表彰制度……………	28
15. 諸 手 続……………	29
16. 諸 証 明……………	29
17. 医師国家試験について……………	29
18. 医師臨床研修について……………	30
19. 金沢大学医薬保健学域規程(抄)……………	31
20. 専門教育科目授業内容について……………	41

学生生活の手引

1. 授業料の納入及び免除, 奨学金について……………	43
2. アカンサスポータルについて……………	43
3. 掲示について……………	43
4. 学生相談について……………	43
5. 定期健康診断について……………	44
6. 保健管理センター宝町分室について……………	44
7. 学生用ロッカーについて……………	45

8. 自習室について……………	45
9. 課外活動について……………	46
10. 医学類福利施設の使用について……………	47
11. 十全講堂, 医学部記念館の使用について……………	47
12. 禁煙について……………	47
13. 自動車通学の禁止について……………	47
14. 医学類医王保護者の会について……………	47
15. 十全同窓会について……………	47
16. しらゆり会について……………	48
17. 海外渡航について……………	49

附属図書館医学図書館

1. 開館時間……………	51
2. 休館日……………	51
3. サービスカウンター……………	51
4. 利用できる資料……………	51
5. 蔵書検索……………	51
6. 貸出・返却手続き……………	51
7. 資料の取り寄せについて……………	52
8. 館内資料の複写……………	52
9. 館内施設の利用……………	52
10. その他……………	52
[付] 医学図書館フロアマップ……………	53
金沢大学附属図書館利用規程……………	54

医学類概要

1. 金沢大学医薬保健学域医学類沿革……………	61
2. 医薬保健学域機構図……………	66
3. 研究棟案内図……………	67
4. 研究分野の連絡先……………	72
5. 学生証解錠可能扉案内図……………	73
[付] 宝町, 鶴間キャンパス案内図……………	

1. 4 学期制（クォーター制）について

平成28年度より本学は共通教育を大幅に改革し、これに合わせてこれまでのセメスター（前期・後期）制からクォーター制に移行しました。クォーター制とは、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分け、1つのクォーターは、8週の授業期間からなります。ほとんどの科目は、1週間に1回開講され、8回の授業（8コマ）で終了し、単位数は1単位となります。共通教育科目においては、原則的にクォーター制で授業が行われますが、2年次以降は、授業科目のほとんどが医学類専門教育科目であり、学期はクォーター制に該当しません。

令和7(2025)年度医薬保健学域医学類学年暦【1年次】

第1クォーター・第2クォーター

曜	日	月	火	水	木	金	土	
4	30	31	履修ガイダンス	学類オリエンテーション	3	入学宣誓式	5	Q1
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	1	2	3	
5	4	5	6	火	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
6	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	Q2
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
7	29	30	1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	月	24	25	26	
	27	28	29	30	31	1	2	
8	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
9	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	学位授与	27	
	28	29	30					
授業*		7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	回	
試験*		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	回	

第3クォーター・第4クォーター

曜	日	月	火	水	木	金	土	
10	28	29	30	入学宣誓式	2	3	4	Q3
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	月	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	設営	金大祭	
11	金大祭 撤収	4	5	月	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	1	2	3	4	5	6	
12	7	8	9	10	11	12	13	Q4
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31	1	2	3	
1	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	金	14	15	設営	共通テスト	
	共通テスト	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
2	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	TOEIC-IP		14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	前期日程	前期日程	27	28	
3	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	学位授与	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					
授業*		7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	回	
試験*		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	回	

 授業日
 試験日
 休業日
 夏季・冬季・春季休業、休講日
 インターバル*2

○履修ガイダンス 4/1(火)
 ○学类等オリエンテーション 4/2(水)
 ○4月期入学宣誓式 4/4(金)
 ○第1クォーター授業開始 4/7(月)
 曜日振替日(火曜扱いの授業日) 5/7(水)
 Q1 補講週間 5/15～5/28の6限(2週間)
 春季対面型キャンパスビジット(仮) 5/25(日)
 金沢大学開学記念日 5/31(土)
 ○健康診断(学士1年次) 6/5(木)
 ○第2クォーター授業開始 6/11(水)
 曜日振替日(月曜扱いの授業日) 7/23(水)
 Q2 補講週間 7/16～7/30の6限(2週間)
 Webキャンパスビジット(仮) 8/1(金)～8/14(木)
 ※リアルタイム配信(仮) 8/7(木)・8/8(金)
 9月期学位記授与式 9/26(金)

○10月期入学宣誓式 10/1(水)
 ○第3クォーター授業開始 10/1(水)
 曜日振替日(月曜扱いの授業日) 10/15(水)
 金大祭・医学展 11/1(土)・11/2(日)
 金大祭設営(休講)・撤収 10/31(金)・11/3(月・祝)
 曜日振替日(月曜扱いの授業日) 11/6(木)
 Q3 補講週間 11/10～11/21の6限(2週間)
 ○第4クォーター授業開始 12/8(月)
 曜日振替日(金曜扱いの授業日) 1/13(火)
 共通テスト設営 1/16(金)
 共通テスト 1/17(土)・1/18(日)
 Q4 補講週間 1/21～2/3の6限(2週間)
 TOEIC-IP(1年次)(仮) 2/12(木)・2/13(金)
 前期日程入試 2/25(水)・2/26(木)
 学位記・修了証書授与式 3/20(金・祝)

【注意】行事の日程は変更がある場合があります。

※専門教育科目の講義日程は、別途案内する。

* 授業回数、試験回数は各クォーターにおける開講数を示す。

*2 インターバルは休講日であるが、試験や補講、集中講義を行うことがある。

令和7(2025)年度 医薬保健学域医学類学年暦【2年次】

前期・春学期								自 4月 1日(火) 至 8月 31日(日)	
4月	30 6 13 20 27	31 7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	3月31日(月) 4月 2日(水) 15日(火)	新2年生学類進級ガイダンス 授業開始 定期健康診断
5月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31		
6月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25 31	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	6月21日(土)	御遺骨返還式, 合同慰霊祭
7月	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	12 19 26	7月11日(金) 14日(月)~23日(水) 24日(木)~31日(木)	授業終了 定期試験(水曜午前は共通教育授業) 夏季休業
8月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	8月 1日(金)~31日(日)	夏季休業
回数	13	12	15	15	15				
後期(前半)・秋学期								自 9月 1日(月) 至 12月 31日(水)	
9月	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24	11 18 25	12 19 26	13 20 27	9月 1日(月)	授業開始
10月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	10月31日(金) 11月 1日(土)~2日(日)	医学展準備(休講) 医学展
11月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29		
12月	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	12 19 26	13 20 27	12月 8日(月) 9日(火)~15日(月) 16日(火)~31日(水)	授業終了 定期試験(水曜午前は共通教育授業) 冬季休業
回数	11	13	14	14	13				
後期(後半)・冬学期								自 1月 1日(木) 至 3月 31日(火)	
1月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	1月 1日(木)~4日(日) 5日(月) 17日(土)~18日(日)	冬季休業 授業開始 共通テスト
2月	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	2月 6日(金) 8日(日) 24日(火) 25日(水)~26日(木)	特別選抜試験会場設営(休講)予定 特別選抜試験予定 前期日程試験会場設営, 受験者下見(休講)予定 前期日程入試(休講)
3月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	3月 4日(水) 10日(火) 11日(水)~18日(水) 19日(木)~31日(火)	進級判定会議 授業終了 定期試験 春季休業
回数	8	9	7	8	8				
回数計	32	34	36	37	36				

【注意】行事の日程は変更がある場合があります。
※学域GS言語科目IIIは、別スケジュールによる。

令和7(2025)年度 医薬保健学域医学類学年暦【3年次】

	日	月	火	水	木	金	土
4月	30 6 13 20 27	31 7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26
5月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31
6月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28
7月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26
8月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30
回数		12	11	14	13	13	

前期・春学期		自	4月 1日 (火)	至	8月 31日 (日)
4月 1日 (火)	春季休業				
2日 (水)	授業開始				
15日 (火)	定期健康診断				
6月21日 (土)	御遺骨返還式, 合同慰霊祭				
7月 2日 (水)	授業終了				
3日 (木) ~14日 (月)	定期試験				
15日 (火) ~31日 (木)	夏季休業				
8月 1日 (金) ~31日 (日)	夏季休業				

	日	月	火	水	木	金	土
9月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27
10月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25
11月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29
12月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27
回数		10	13	14	13	12	

後期(前半)・秋学期		自	9月 1日 (月)	至	12月 31日 (水)
9月 1日 (月)	授業開始				
25日 (木) ~30日 (火)	定期試験				
10月 1日 (水) ~ 3日 (金)	定期試験				
6日 (月) ~12月12日 (金)	臨床講義開始 (午前) / 基礎研究室配属 (午後)				
10月31日 (金)	医学展準備 (休講)				
11月 1日 (土) ~2日 (日)	医学展				
12月12日 (金)	臨床講義, 基礎研究室配属終了				
13日 (土) ~31日 (水)	冬季休業				

	日	月	火	水	木	金	土
1月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31
2月	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28
3月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28
回数		7	8	7	8	8	
回数計		29	32	35	34	33	

後期(後半)・冬学期		自	1月 1日 (木)	至	3月 31日 (火)
1月 1日 (木) ~4日 (日)	冬季休業				
5日 (月)	授業開始				
17日 (土) ~18日 (日)	共通テスト				
2月 6日 (金)	特別選抜試験会場設営 (休講) 予定				
8日 (日)	特別選抜試験予定				
24日 (火)	前期日程試験会場設営, 受験者下見 (休講) 予定				
25日 (水) ~26日 (木)	前期日程入試 (休講)				
3月 4日 (水)	進級判定会議				
6日 (金)	授業終了				
9日 (月) ~13日 (金)	定期試験				
14日 (土) ~31日 (火)	春季休業				

【注意】行事の日程は変更がある場合があります。

令和7(2025)年度 医薬保健学域医学類学年暦【4年次】

前期・春学期								自 4月 1日(火) 至 8月 31日(日)	
4月	30 6 13 20 27	31 7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	4月 1日(火) 4月 2日(水) 4月15日(火)	春季休業 授業開始 定期健康診断
5月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31		
6月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	6月21日(土)	御遺骨返還式, 合同慰霊祭
7月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	7月18日(金) 22日(火)～31日(木)	授業終了 定期試験
8月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	8月 1日(金)～4日(月) 5日(火)～31日(日) 21日(木) 22日(金) 30日(土)	定期試験 夏季休業 CBT体験テスト CBT試験 Pre-CC OSCE試験
回数	14	13	16	17	17				

後期(前半)・秋学期								自 9月 1日(月) 至 12月 31日(水)	
9月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	9月 1日(月) 12日(金) 21日(日)	授業開始 CBT追・再試験 Pre-CC OSCE追・再試験
10月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	10月 8日(水) 9日(木) 23日(木) 24日(金) 27日(月) 31日(金)	進級判定会議 必修臨床実習(コア・ローテーション)説明会予定 白衣授与式(予定) 授業終了 必修臨床実習(コア・ローテーション)開始予定 医学展準備(実習休み)
11月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	11月 1日(土)～2日(日)	医学展
12月	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	12 19 26 27	13 20	12月19日(金) 20日(土)～31日(水)	必修臨床実習(コア・ローテーション)終了予定 冬季休業
回数	12	15	16	16	15				

後期(後半)・冬学期								自 1月 1日(木) 至 3月 31日(火)	
1月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	1月 1日(木)～4日(日) 5日(月) 17日(土)～18日(日)	冬季休業 必修臨床実習(コア・ローテーション)開始予定 共通テスト
2月	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	2月 6日(金) 8日(日) 24日(火) 25日(水)～26日(木)	特別選抜試験会場設営予定 特別選抜試験予定 前期日程試験会場設営, 受験者下見予定 前期日程入試
3月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	3月27日(金)	必修臨床実習(コア・ローテーション)終了予定
回数	10	12	11	12	11				
回数計	36	40	43	45	43				

【注意】行事の日程は変更がある場合があります。

令和7(2025)年度 医薬保健学域医学類学年暦【5年次】

前期・春学期								自 4月 1日(火) 至 8月 31日(日)	
4月	30 6 13 20 27	31 7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	3月29日(土)～4月 6日(日) 4月 7日(月)～5月 9日(金) 4月15日(火)	春季休業 総合診療学・地域医療学等 定期健康診断
5月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	5月12日(月)	必修臨床実習(コア・ローテーション) 開始
6月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	6月21日(土)	御遺骨返還式, 合同慰霊祭
7月	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	12 19 26	8月 1日(金) 2日(土)～24日(日)	必修臨床実習(コア・ローテーション) 終了 夏季休業
8月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	25日(月)	必修臨床実習(コア・ローテーション) 開始
回数	16	16	18	18	18				
後期(前半)・秋学期								自 9月 1日(月) 至 12月 31日(水)	
9月	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24	11 18 25	12 19 26	13 20 27	9月11日(木)	必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション) 説明会予定
10月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	10月 6日(月) 17日(金) 20日(月) 31日(金)	選択臨床実習(インターンシップ) 説明会予定 必修臨床実習(コア・ローテーション) 終了 必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション) 開始予定 医学展準備(実習休み)
11月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	11月 1日(土)～2日(日)	医学展
12月	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	12 19 26 27	13 20 27	12月24日(水)～26日(金) 27日(土)～31日(水)	必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション) 終了予定 冬季休業
回数	13	16	17	17	16				
後期(後半)・冬学期								自 1月 1日(木) 至 3月 31日(火)	
1月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	1月 1日(木)～ 4日(日) 5日(月) 17日(土)～18日(日)	冬季休業 必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション) 開始予定 共通テスト
2月	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	2月 6日(金) 8日(日) 24日(火) 25日(水)～26日(木)	特別選抜試験会場設営予定 特別選抜試験予定 前期日程試験会場設営, 受験者下見予定 前期日程入試
3月	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	12 19 26	13 20 27	14 21 28	3月11日(水)～13日(金) 16日(月) 27日(金)	必修臨床実習(サブ・スペシャリティローテーション) 終了予定 選択臨床実習(インターンシップ) 開始予定 選択臨床実習(インターンシップ) 終了予定
回数	10	12	11	12	11				
回数計	39	44	46	47	45				

【注意】行事の日程は変更がある場合があります。

令和7(2025)年度 医薬保健学域医学類学年暦【6年次】

	日	月	火	水	木	金	土
4月	30 6 13 20 27	31 7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26
5月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31
6月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28
7月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26
8月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30
回数	14	13	15	15	15		

前期・春学期	自 4月 1日(火) 至 8月 31日(日)
3月29日(土)～4月 6日(日) 4月 7日(月) 15日(火) 25日(金)	春季休業 選択臨床実習(インターンシップ) 開始 定期健康診断 選択臨床実習(インターンシップ) 終了
5月12日(月)	選択臨床実習(インターンシップ) 開始
6月21日(土)	御遺骨返還式, 合同慰霊祭
7月18日(金) 19日(土)～31日(木)	選択臨床実習(インターンシップ) 終了 夏季休業
8月 1日(金)～31日(日)	夏季休業

	日	月	火	水	木	金	土
9月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27
10月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25
11月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29
12月	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11 18 25	12 19 26	13 20 27
回数	11	14	15	15	14		

後期(前半)・秋学期	自 9月 1日(月) 至 12月 31日(水)
9月 1日(月)～10月30日(木) 9月 1日(月)～30日(火)	総括講義 公衆衛生学Ⅱ・法医学Ⅱ 予定
10月11日(土)～12日(日) 26日(日) 31日(金)	Post-CC OSCE 本試験 Post-CC OSCE 追試験 医学展準備(休講)
11月 1日(土)～2日(日) 5日(水)～6日(木) 6日(木) 15日(土)～16日(日)	医学展 統合臨床試験Ⅰ 医師国家試験説明会 Post-CC OSCE 延期試験
12月 1日(月)～2日(火) 13日(土)～31日(水)	統合臨床試験Ⅱ 冬季休業

	日	月	火	水	木	金	土
1月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31
2月	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28
3月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28
回数	9	10	9	10	10		

後期(後半)・冬学期	自 1月 1日(木) 至 3月 31日(火)
1月 1日(木)～4日(日) 7日(水) 17日(土)～18日(日)	冬季休業 卒業判定会議 共通テスト
2月上旬 2月 6日(金) 8日(日) 24日(火) 25日(水)～26日(木)	医師国家試験(7月頃に日程決定) 特別選抜試験会場設営予定 特別選抜試験予定 前期日程試験会場設営, 受験者下見予定 前期日程入試
3月20日(金・祝)	学位記授与式

【注意】行事の日程は変更がある場合があります。

履 修 の 手 引

1. 医学類の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

【卒業認定・学位授与に関する基本的考え方(前文)】

医学類の教育理念は「人間性を重視し、かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者の育成を図ることにより、世界の医療、健康、福祉及び医学研究に貢献する」である。

学士(医学)の学位を授与される学生は、以下の学修成果を上げた者とする。

【学生が身に付けるべき資質・能力】

学修到達目標

A. 知識及び技能

- ・基礎医学・社会医学領域における専門的な知識を身につける。
- ・臨床医学領域について専門的な知識を身につける。
- ・診断及び治療の基本的技能を修得する。
- ・自ら必要な課題を発見し、自己学修によってそれを解決する姿勢を身につける。

B. 研究心

- ・科学的根拠に基づく医療の評価と検証の必要性を理解する。
- ・探求心・研究心をもって生涯にわたる継続的学修を行うことができる。
- ・科学的研究の最新情報を収集・実践できる能力を持っている。

C. 倫理観

- ・患者の自己決定権の重要性を理解する。
- ・自分自身の行動を省察し律することができる。
- ・医師としての社会的責任を理解する。
- ・価値観の多様性を理解する。
- ・幅広い教養を背景に、患者本位の医療を実践できる。

D. 地域医療

- ・地域における医療・保健・福祉などの連携を理解する。
- ・医療の経済的側面を理解する。

E. コミュニケーション

- ・患者・家族等と良好な関係を築く。
- ・他の医療従事者との連携を重視する。
- ・強い責任感、指導力、意思疎通能力をもって、効率よく問題解決に当たる事ができる。
- ・英語による国際的なコミュニケーション能力を身に付ける。

F. 危険・事故の予防

- ・医療従事者の健康管理の重要性を理解している。
- ・医療事故に遭遇した際の対処法について理解している。
- ・医療過誤に関連した医師の責任と罰則規定を理解している。

2. 医学類専門教育のカリキュラム概要

医学類においては、1年次のほとんどの時間及び2年次の一部の時間において共通教育科目(別表第1および別表第2(P.37~38))を履修することができます。3年次に進級するためには2年次末までに必要な共通教育科目をすべて修得することが求められます。

専門教育科目（別表第4（P.39～40））は、1年次から始まり、2年次以降のほぼすべての授業は専門科目です。前半に主として基礎医学を、後半に主として臨床医学を学びます（P.11 医学類カリキュラム概要図参照）。

4～6年次に行われる臨床実習は、金沢大学附属病院及び関連病院の外来、病棟で行われます。医学教育は人権・個人情報に関する事柄を含むため、その言動には十分気をつけてください。

1年次～4年次には、上級学年への進級の判定が行われます。

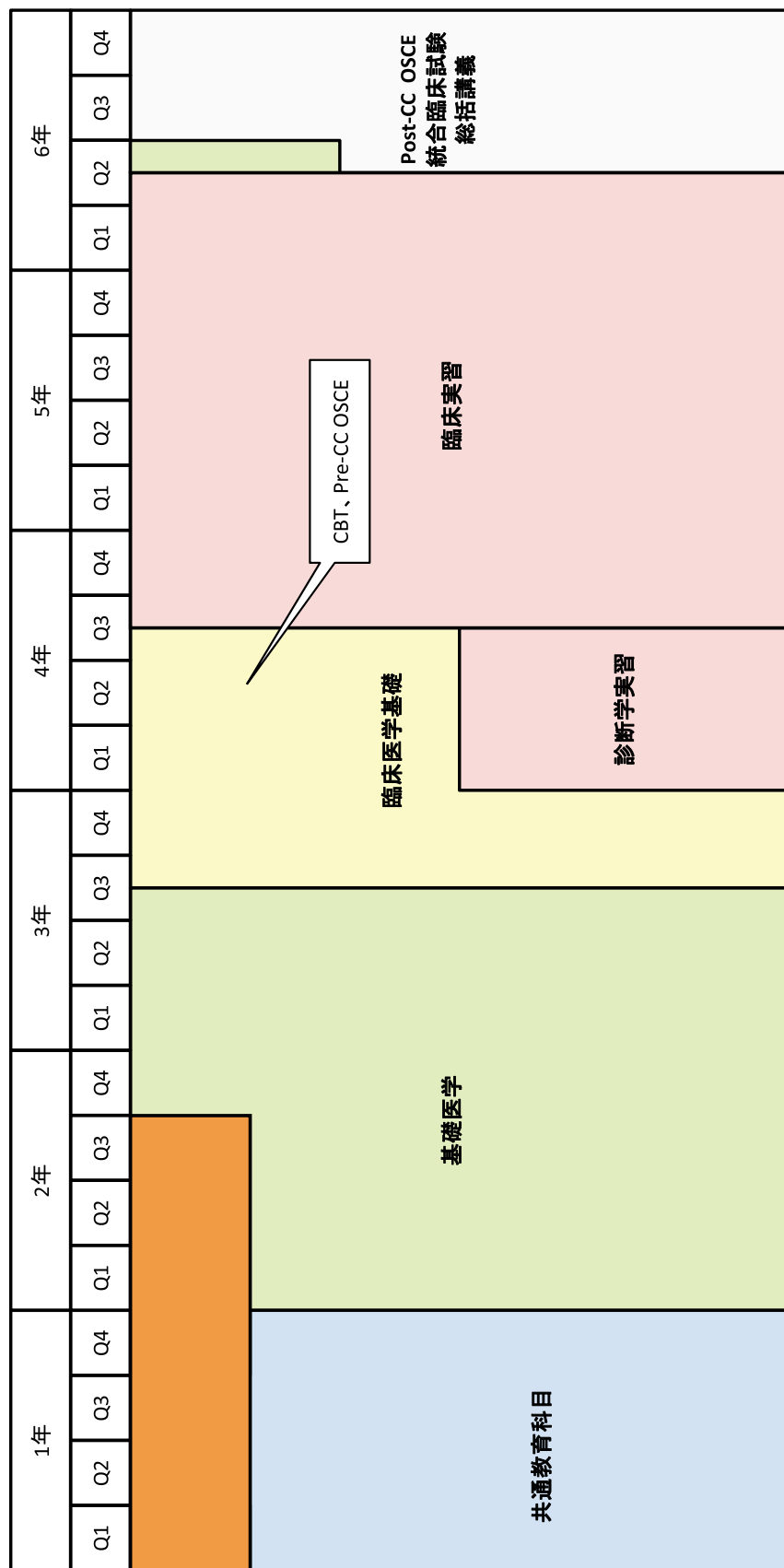
在学年限と休学年限には制限があります（医薬保健学域規程第2章 P.31～32参照）。

4年次に臨床実習開始前の共用試験（CBT及びPre-CC OSCE）を受験し、知識と技術を評価されます。6年秋には学内の統合臨床試験及びPost-CC OSCEを受け、2月の医師国家試験に備えます。

なお、共通教育科目および専門教育科目ともに、1コマ90分の授業です（右表）。

時限	時刻
1	8:45～10:15
2	10:30～12:00
3	13:00～14:30
4	14:45～16:15
5	16:30～18:00

医学類カリキュラム概要図



共通教育科目

- ・GS科目
- ・語学(英語)
- ・導入科目
- ・理系基礎科目
- 数学

医学入門

- ・医学入門
- ・早期医療体験
- ・プロフェッションナリズム
- ・社会科学・行動科学
- ・医薬保健学基礎
- ・生命情報科学
- ・アカデミックスキル
- ・プレゼン・ディベート論
- など

基礎医学

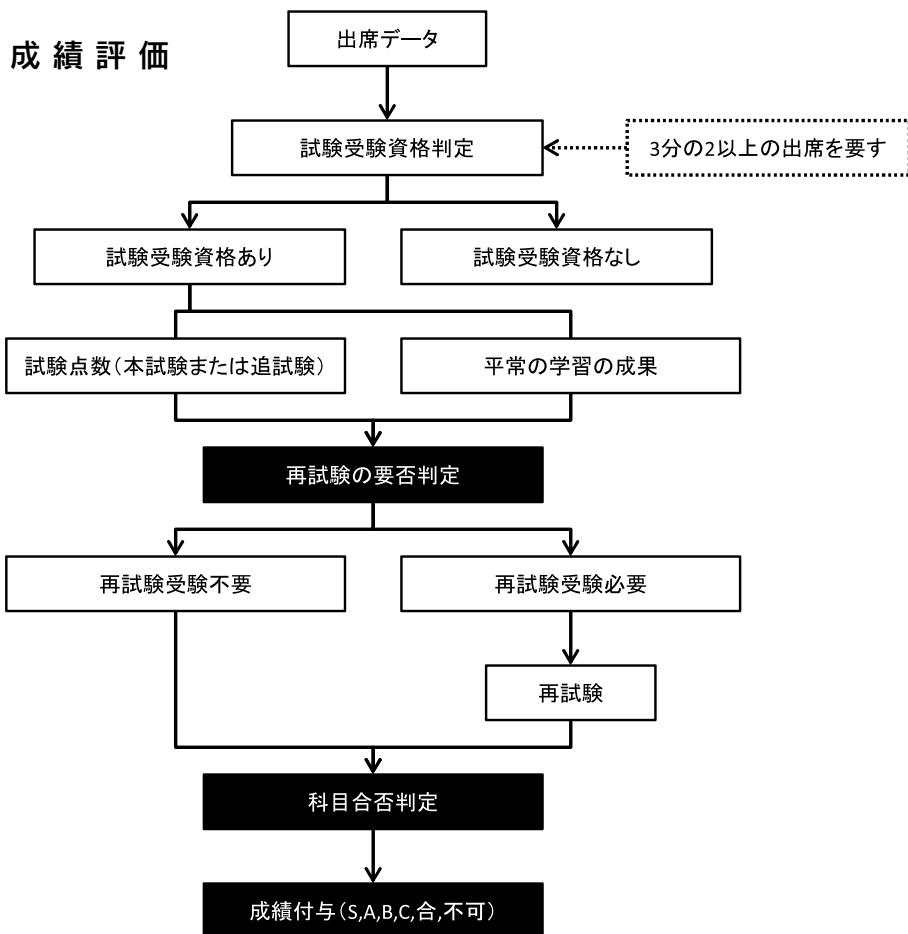
- ・人体解剖学
- ・組織学
- ・神経解剖学
- ・発生学
- ・器官生理学
- ・神経生理学
- ・生化学
- ・薬理学
- ・病理学
- ・ウイルス感染学
- ・細菌感染学
- ・寄生虫学
- ・免疫学
- ・衛生・公衆衛生学
- ・法医学
- など

臨床医学基礎 臨床実習

- ・内科
- ・外科
- ・産婦人科
- ・小児科
- など

3. 試験及び成績評価について

試験は、通常各授業の終了する学期末に行われます。受験するには、試験細則(P.12 4.)を参照)に定められた手続きが必要です。成績不良や欠席等で不合格となった場合は、原則として次年度以降に再受験しなくてはなりません。



4. 試験に関する定めについて

－金沢大学医薬保健学域医学類試験細則－

第1条（目的） この細則は、医学類専門課程の試験について定める。

第2条（試験期日） 試験は原則として、各授業の終了学期末に行うものとし、その日程は、当該科目担当教員とクラス代表が協議をして定める。

第3条（受験申請手続） 試験を受けようとする学年は、クラス代表が学年を代表し、当該科目担当教員の承認を得て、試験受験申請書（当該学生名簿添付）を、試験期日の1週間前までに医学類長に提出しなければならない。

第4条（公示） 試験受験申請が提出された場合は、掲示により通知しなければならない。

第5条（試験） 試験は、医薬保健学域規程別表第4に規定する医学類の授業科目について行う。ただし、原則として、授業回数の3分の2以上出席しなければ、受験することができないものとする。

2 前項にかかわらず、授業回数の半分以上出席し、かつ、半分以上出席した回数と次の各号に定める事由により欠席した回数の合計数が3分の2以上となる場合は、科目責任者は、欠席授業回数に

相当する補講やレポートの提出等の措置により、試験を受験させることができる。なお、学生は、医師の診断書又は理由書を添付して届け出るものとする。

- (1) 病気、不慮の事故その他やむを得ない事由のある場合。ただし、予め予定されている手術等の治療を受けることによる欠席は、事前に該当科目責任者に相談しなければならない。
 - (2) 開講期間が複数の学年にわたる科目を履修しなければならない場合において、2年次編入学生及び理系一括入試入学生等、制度上、一部の受講ができない場合。
 - (3) 直系血族及び兄弟姉妹の忌引きの場合。
- 3 前項にかかわらず、金沢大学感染予防・対策委員会の定める「感染症の予防及び感染症の患者に関する連絡等対応マニュアル」の別表の感染症に罹患し欠席をした場合、及び「非常時等における緊急登学停止措置に関する要項」により授業及び試験が休講となった場合は、科目責任者は補講やレポート等、学生の不利益にならないように対応しなければならない。
- 4 原則として、正当な理由のない15分以内の遅刻および早退3回で欠席1日とし、15分以上の遅刻・早退は欠席と計算するものとする。
- 5 病気、不慮の事故その他やむを得ない事由により所定の試験を欠席した者については、願い出により追試験を行うことができる。

第6条（追試験） 病気・不慮の事故その他やむを得ない理由により試験に欠席する者及び欠席した者は、当該科目担当教員の承認を得て、追試験受験願（医師の診断書又は理由書添付）を、原則として試験期日後1週間以内に医学類長に提出しなければならない。

第7条（受験資格の無い者） 出席不良等により、受験が認められない場合は、当該科目担当教員から、事務部を通じて本人に通知する。

第8条（試験の無届欠席） 無断で試験に欠席した場合は、当該科目を不合格とする。

第9条（不合格者の取扱い） 不合格者は、原則として次年度以降でなければ当該科目を再受験できない。

第10条（成績評価の疑義申し立て） 成績評価の疑義申し立てに関する事項は金沢大学履修規程第16条に定めるもののほか、医薬保健学域規程第21条に基づき、本条の定めるところによる。

- 2 成績評価の疑義申し立てがあった場合は、教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が対応するものとする。ただし、委員長が疑義申し立てを受けた科目の担当教員である場合は、学生支援委員会委員長が務めるものとする。
- 3 委員長は、成績評価の疑義申し立てを受けた科目の担当者からの回答に疑義があると判断した場合は、教育委員会の協議によって必要な対応をとるものとする。ただし、委員長は、必要と認めた場合は、委員長及び委員長が指名する教育委員会委員の3名以上で構成する小委員会で協議することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月4日から施行し、在学する全学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行し、在学する全学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行し、在学する全学生に適用する。

－試験等に関する申合せ－

1 試験の成績評価について

- (1) 試験の成績は、100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。
- (2) 合格の場合の評語（証明書用）は、次のとおりとする。

評語	学修達成度	判定	内 容	GP
S	90%以上	合格	学習目標を十分に達成したものと認められ、特に優れた成績を示す	4 点
A	80%以上90%未満	合格	学習目標を達成したものと認められ、優れた成績を示す。	3 点
B	70%以上80%未満	合格	学習目標の根幹的な部分は達成したものと認められ、妥当な成績を示す。	2 点
C	60%以上70%未満	合格	学習目標の最低限は達成できたと認められる成績を示す。	1 点
合	60%以上	合格	学習目標の最低限以上は達成できたと認められる成績を示す。	対象外
不可	60%未満	不可		0 点
否	60%未満	不可		対象外

GP（Grade Point）：GPA（Grade Point Average）を算出するための基礎点です。

2 再試験について

- (1) 正規の試験及び追試験については、原則として再試験を行わないものとする。ただし、授業科目担当教員がやむを得ないと認めた場合は、1科目について1回に限り行うことができるものとする。
- (2) 再試験を行う場合は、受験申請書の提出を要しないものとする。

3 中間試験について

- (1) 中間試験の結果は、当該授業科目（研究分野）における最終判定の資料とする。
- (2) 中間試験を行う場合は、金沢大学医薬保健学域医学類試験細則に定める諸手続き（申請、評価の提出、発表等）を要しない。

4 試験結果の発表について

- (1) 試験結果の発表は、授業科目担当教員の依頼に基づき医学学務係前の掲示板等で行うものとする。
- (2) 試験の中間発表は、合格者のみを同掲示板等で行い、合格者以外への連絡は、各授業科目担当教員（研究分野）が行うものとする。

5 不合格科目等の履修（卒業試験を除く。）について

- (1) 進級できなかった学生（以下「留年生」という。）は、不合格科目について次年度以降に再度履修し、試験を受けなければならない。
- (2) 留年生は、合格した科目についても、次年度以降に授業に出席しなければならない。ただし、実習、基礎研究室配属は除く。（授業担当教員が認めた場合は、実習等への出席を可能とする。）
- (3) 第3年次への仮進級学生（第2年次での成績保留の科目が1科目の学生）及び第4年次への仮進級学生（第3年次での成績保留の科目が2科目以内の学生）は、当該保留科目について、履修せず、試験のみ受験することができるものとする。

なお、この試験は、学期の途中で行うことができるものとする。

- (4) 第5年次へ進級できなかった者は第4年次の科目をすべて履修し、不合格科目の試験及び CBT と OSCE（P. 21 8.を参照）を受験する。なお、進級要件は医薬保健学域医学類進級内規第5条に準ずる。

6 出席確認等について

- (1) 各授業科目担当教員は、学生（留年生を含む。）の出席確認を行うものとする。
- (2) 各授業科目担当教員は、出席不良の学生（留年生を含む。）がいる場合は、当該学生氏名を医学学務係に届け出るものとし、当該学生に対する個別指導は、クラス担任が行うものとする。

附 則

この申合せは、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

5. 進級判定について

－医薬保健学域医学類進級内規－

(趣 旨)

第1条 この内規は、金沢大学医薬保健学域規程第6条第2項の規定に基づき、医学類の学生の進級に関し必要な事項を定める。

(第2年次への進級要件)

第2条 金沢大学医薬保健学域規程(以下「規程」という。)別表第1に定める共通教育科目を30単位以上修得できなかった場合は、先に不合格となった共通教育科目を履修するため、第2年次で専門教育科目を履修できないものとする。

ただし、第2年次において、専門教育科目を履修した場合でも、必要な共通教育科目を履修する時間が確保される場合は、この限りではない。

2 転学類生及び理系一括入試進学生は、規程別表第1に定める基礎科目を履修することは要しない。

3 第2年次編入学生は規程別表第1の規定にかかわらず、本学の卒業に必要な共通教育科目を全て履修したものとみなして一括認定し、GS言語科目の評価として課される英語外部試験については受験したものとみなす。

(第3年次への進級要件(第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を含む))

第3条 規程別表第1に定める共通教育科目の全単位を修得し、かつ別表第4に定める授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目の全単位を修得しなければ、第3年次の授業科目を履修できないものとする。

ただし、当該表に掲げる授業科目のうち、成績保留とされた科目が2科目以内である場合は、履修できるものとする。なお、学域GS言語科目Ⅱ(医学英語)については、医学類で定める英語外部検定試験結果(シラバス参照)に基づく成績保留の場合は第3年次の授業科目を履修できるものとする。ただし、学域GS言語科目Ⅱ(医学英語)の学修未達成による成績保留の場合は第3年次の授業科目を履修できないものとする。

区 分	授 業 科 目	備 考
学域GS科目	医薬保健学基礎Ⅰ*	*及び★は第2年次編入学者及び転学類生を除く *は理系一括入試進学生を除く
	医薬保健学基礎Ⅱ*	
	生命情報科学Ⅰ	
	生命情報科学Ⅱ	
	アカデミックスキル★	
	プレゼン・ディベート論★	
学域GS言語科目	学域GS言語科目Ⅰ(医学英語)	
	学域GS言語科目Ⅱ(医学英語)	
学類専門基礎科目	医学入門	第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を除く
	早期医療体験	
	プロフェッショナルリズム	
	社会科学・行動科学	
基 礎 医 学	人体解剖学	
	組織学	
	神経解剖学	
	発生学	
	器官生理学	
	神経生理学	
	生化学Ⅰ	
	生化学Ⅱ	
	動物実験と再生医学	

- 第2年次編入学生、転学類生は、医薬保健学基礎Ⅰ、Ⅱ、アカデミックスキル、プレゼン・ディベート論、医学入門、早期医療体験及びプロフェッショナルリズムについては、履修したものとみなして、単位を認定する。
- 理系一括入試進学生は、医薬保健学基礎Ⅰ、Ⅱ、医学入門、早期医療体験及びプロフェッショナルリズムについては、履修したものとみなして、単位を認定する。ただし、アカデミックスキル、プレゼン・ディベート論については、1年次に履修し学類移行後、医学類専門教育科目として単位を認定する。
- 第1項に定めるもののほか、規程別表第4に定める第2年次の授業科目(第1項の表に掲げる授業科目を除く。)について、出席不良により受験が認められなかった場合は、第3年次授業科目を履修できないものとする。
- 第1項の表に掲げる授業科目の単位のうち、不合格の科目がある場合は、他の成績保留とされた科目も不合格とする。

(第4年次への進級要件(第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を含む))

第4条 規程別表第4に定める授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目の全単位を修得しなければ、第4年次の授業科目を履修できないものとする。

ただし、当該表に掲げる授業科目及び前条第1項に掲げる授業科目のうち、成績保留とされた科目が合計で2科目以内である場合は、履修できるものとする。

区 分	授 業 科 目	備 考
基 礎 医 学	薬理学	
	遺伝学	
	病理学Ⅰ	
	病理学Ⅱ	
	ウイルス感染学	
	細菌感染学	
	寄生虫学	
	免疫学	
	衛生・公衆衛生学Ⅰ	

区 分	授 業 科 目	備 考
基 礎 医 学	法医学Ⅰ	
	国際保健学	
	基礎研究室配属	

- 2 前項の第4年次への進級に必要な授業科目の単位のうち、不合格の科目がある場合は、他の成績保留とされた科目も不合格とする。
- 3 第4年次への進級判定は、3月に行うものとし、3年次に開講する臨床医学基礎の授業科目を履修することは妨げない。また、この間に受けた試験の結果等の評価は次年度以降の評価に持ち越すことができる。

(第5年次への進級要件(第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を含む))

第5条 前2条に定める単位をすべて修得し、かつ規程別表第4に定める授業科目のうち、次の表に掲げるすべての授業科目及び共用試験(CBT及びPre-CC OSCE)に合格しなければ、臨床実習の授業科目を履修できないものとする。

- 2 前項に定める共用試験(CBT)の合格基準は、公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構の定める到達基準値(IRT標準スコア)以上とする。
- 3 共用試験(CBT及びPre-CC OSCE)の成績は、受験した当該年度のみ有効とし、次年度に持ちこして利用することはできないものとする。

区 分	授 業 科 目	備 考
臨 床 基 礎 医 学	診療学実習	
	医の倫理と医療法規	
	臨床医学の共通基盤	
	臨床検査医学	
	画像診断学	
	小児科学	
	臨床遺伝学	
	感染症学	
	腫瘍学	
	免疫・アレルギー学	
	血液学	
	神経精神科学	
	脳神経・感覚器学	
	脳神経内科学	
	循環器学	
	呼吸器学	
	栄養・消化器学	
	生殖・胎生・周産期	
	腎臓学	
	泌尿器学	
	皮膚・結合組織・膠原病	
	運動器	
	内分泌・代謝学	
	麻酔・集中治療医学	
	臨床薬理学	
	歯科口腔外科学	
	救急・災害医学	

- 4 第5年次への進級判定については、共用試験(CBT及びPre-CC OSCE)の結果が判明する10月の末日までに行うものとする。

(第6年次への進級要件(第2年次編入学者、転学類生及び理系一括入試進学生を含む))

第6条 臨床実習(必修)の授業態度(出席状況を含む)が著しく悪いものは、教育委員会の意見を参考にし、医学類長が判断し、第6年次に進級できない場合がある。

2 第5年次に開講される総合診療学・地域医療学の単位を修得しなければ、第6年次の授業科目を履修できないものとする。

(休学した場合の措置)

第7条 休学した場合は、原則としていずれの学年も進級は不可とする。ただし、同一の学年の在学期間が1年以上で、かつ休学を除いた期間において、第2条から第5条までに定める各授業科目の単位を修得した場合に限り、進級を許可することがある。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年3月7日から施行する。

なお、平成23年5月1日に在学する3年次編入学者については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 第5条第2項については、令和4年度以降の4年生から適用する。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条第1項については、令和2年度以降の2年生から適用する。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第3条1項については、令和3年3月31日に在学する全学年に適用する。

附 則

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第3条1項及び2項については、令和3年度以降入学生に適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和4年9月7日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第2条第3項については、平成30年4月以降の第2年次編入学生に適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和5年6月7日から施行し、令和5年4月1日以降に第4年次に在学する者から適用する。
- 2 令和5年4月1日以前に第5年次に進級した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和5年7月5日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在籍するものについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第3条第1項、第2項、第3項及び第4条1項については、令和6年度以降入学生に適用する。

6. 卒業判定について

－卒業判定についての申合せ－

1. 卒業判定の時期は、原則として1月とする。
2. 卒業には、医薬保健学域規程別表第1に定める卒業に必要な単位を修得する必要がある。
3. 必修臨床実習科目の評価
 - (1) 必修臨床実習学習評価表による学習達成度評価、レポート評価点等に基づいて100点満点で評価する。評価において、保留の評語は用いない。
 - (2) 必修臨床実習各授業科目の担当教員は、担当必修臨床実習科目の成績評価を5年次3月末までに、医学学務係へ提出する。
4. 選択臨床実習科目の評価
 - (1) 実習レポートなどの提出物やポートフォリオの記載、統合臨床試験及びPost-CC OSCEによって、評価する。本科目の合否判定は別途定める判定基準に従う。
 - (2) 統合臨床試験は、11月と12月の2回実施し、Post-CC OSCEは7月から10月までの期間に1回実施する。
 - (3) 統合臨床試験及びPost-CC OSCEの受験には必修臨床実習全科目に合格している必要がある。
 - (4) 統合臨床試験及びPost-CC OSCEの合格には、授業科目のうち衛生・公衆衛生学Ⅱ及び法医学Ⅱに合格している必要がある。
 - (5) 9月、10月に実施する総括講義において3分の1以上の欠席がある場合には、第2回統合臨床試験の受験を認めない。

- (6) 統合臨床試験の再試験・追試験は実施しない。

統合臨床試験を1回受験しなかった場合、その理由に特別の理由があると教育委員会が判定した場合は、受験した統合臨床試験のz値から0.2を引いた値を欠席した統合臨床試験のz値とみなす。

統合臨床試験を1回受験しなかった場合で、前段に該当しない場合は、受験した統合臨床試験のz値から2.0を引いた値を欠席した統合臨床試験のz値とみなす。

注釈：統合臨床試験の合格基準

統合臨床試験の成績を平均値+z×標準偏差で表示した場合に2回の試験のz値の平均値が-2.0以上、あるいは2回の試験の素点(100点満点)の平均値が60点以上である時に合格と判定する(シラバスより)。

- (7) Post-CC OSCEにおいて、病気、不慮の事故その他やむを得ない事由により試験を欠席した場合については、追試験を1回行うことができる。
- (8) 実習の評価は合格であったが、統合臨床試験が不合格のため、選択臨床実習科目が不合格となった場合は、次年度以降は実習を免除する。ただし、Post-CC OSCEが不合格の場合は、選択臨床実習科目を履修するものとする。なお、本項による留年者については、総括講義の出席については任意とする。

5. 卒業不可の場合の次年度の履修

次年度に不合格となった科目を履修する。ただし、必修臨床実習科目が不合格となった(5月末までに成績評価を通知する)6年次学生は、当該年度内に不合格となった科目の再履修が認められ、合格した場合、当該年度の統合臨床試験及びPost-CC OSCEの受験を認める。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成29年11月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成30年3月7日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成30年5月2日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、平成31年4月3日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

ただし、改正後の4(4)の規定において、合格している必要がある授業科目のうち、公衆衛生学Ⅱは平成22年度入学者から、法医学Ⅱは平成30年度入学者から適用する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行し、在学する全学年に適用する。

附 則

この申合せは、令和5年7月5日から施行し、在学する全学年に適用する。

ただし、改正後の4(4)の規定は令和3年度入学者から適用する。

7. 基礎研究室配属

3年生の秋学期後半から基礎研究室配属が始まります。これは基礎研究分野へ配属され、各研究分野にて研究の手伝いや基礎を学ぶことを目的としています。

配属方法は基礎研究分野のMRTプログラム(後述)に参加している学生がその研究分野に優先的に配属され、それ以外は受入学生数ごとに選択・希望し振り分けていく形で配属されます。

最終日には基礎研究室配属にて学んだことなどを発表する発表会を開催します。

8. 臨床実習開始前の共用試験

4年次に臨床実習開始前の共用試験(CBT及びPre-CC OSCE)を全員受験することになります。共用試験とは、臨床実習開始前に全国の医科大学・医学部の学生を対象に行われる評価試験です。

共用試験に合格し進級が確定した学生には、病院での臨床実習参加にふさわしい能力と適性を有していることを示す臨床実習生(医学)の認定証が交付されます。

共用試験CBTとPre-CC OSCEは、令和5年度以降、医師法で定めた公的試験と位置付けられています。

① CBT (Computer Based Testing)

CBTは、コンピューターを用いた基礎・臨床の知識を有機的に統合して問題解決に当たるための基本的能力を評価します。パソコン画面上で行われ、受験生ごとにランダムに試験問題が出題されます。

② Pre-CC OSCE (Pre-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination : 臨床実習前客観的臨床能力試験)

OSCE (Objective Structured Clinical Examination : 客観的臨床能力試験) は、医師及び医学生の臨床能力(臨床実技)を客観的に評価するために開発された評価方法です。

本学では4年次にPre-CC OSCEを実施しており、医療面接や頭頸部診察等の課題が出題されます。

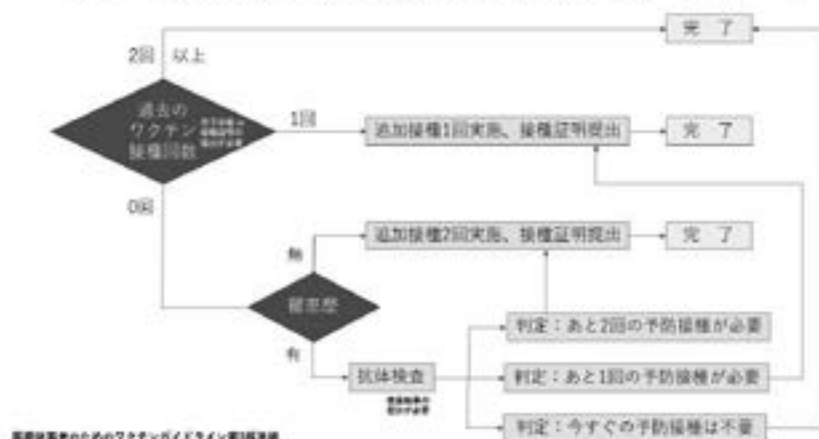
9. 臨床実習における抗体検査について

ーウイルス抗体価等検査およびワクチン接種についての申合せー

1. 医学類生は、入学時に麻疹・ムンプス・風疹・水痘帯状疱疹ウイルス(MMRV)およびB型肝炎のワクチン接種証明(母子手帳を含む)の提出と、これらのウイルス感染症ならびにC型肝炎および結核の罹患歴の申告を行う。窓口は医学学務係とする。
2. 1の情報に基づき、学生はMMRVワクチンについて必要な回数(図)を速やかに接種する。過去

の接種証明がなく、かつ罹患歴ありと申告したウイルスについては抗体価(麻疹・ムンプス・水痘ウイルスはEIA-IgG法、風疹ウイルスはHI法を原則とする)を測定し、結果に応じて必要なワクチンを必要な回数(日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版」の「表1 MMRV抗体価と必要予防接種回数(予防接種の記録がない場合)」参照)速やかに接種する。費用は自己負担とする。なお異なる複数のウイルスに対するワクチンを接種する場合は同時に接種が可能だが、別々に接種する場合は中27日間以上の間隔を空ける必要がある。抗体価検査の結果、および、ワクチン接種証明は、実施後速やかに提出する。

図 MMRVワクチン接種に関するフローチャート



3. 医学類生は、本学保健管理センターが実施する入学時健診で胸部単純X線検査を受ける。学務係は同センターより、結核疑いのため要精査と判定された学生について情報提供を受け、精査の結果を確認する。
4. 医学類生は、2年次に肝炎検査〔HBs抗原・HBs抗体・HCV抗体〕を原則、医学類で受けるものとする。
 - ① 医王保護者の会に加入している医学類生は、保護者会から検査料の補助を受ける。
 - ② 医王保護者の会の未加入者は、検査料を保護者会に支払って医学類で検査を受けるか、あるいは他の医療機関で抗体検査を受け、検査結果を医学学務係に提出する。
5. 4のB型肝炎ウイルス検査でHBs抗原およびHBs抗体がともに陰性であり、かつ、B型肝炎ワクチンの接種歴がない場合、全学生がB型肝炎ワクチンを1シリーズ(第1回接種を0か月として、1か月目に第2回、6か月目に第3回)接種し、7～8か月目に再度抗体検査を実施する。再検査でも陰性の場合、もう1シリーズ接種し、接種終了の1～2か月後に抗体価を測定する。
 - ① 最初の1シリーズ(3回)のB型肝炎ワクチン予防接種・抗体検査については、医学類で接種および検査の機会を提供するものとし、費用は自己負担とする。また、接種および検査時期は、原則、3年次とする。
 - ② 2回目の1シリーズ(3回)のB型肝炎ワクチン予防接種・抗体検査については、医学類生が各自で接種するものとし、費用は自己負担とする。医学類生は、臨床実習が開始される2週間前までに検査結果を医学学務係に提出するものとする。
 - ③ 4の検査でHBs抗原およびHBs抗体がともに陰性であり、かつ、B型肝炎ワクチンの接種歴がある場合、まず各自でB型肝炎ワクチンを1回接種し、1～2か月後に抗体価を測定する。結果が陰性の場合にはさらに2回目、そしてその5か月後に3回目の接種を行い、接種終了の1～2か月後に抗体価を測定する。臨床実習が開始される2週間前までに、ワクチン接種証明および検査結果を医学学務係に提出するものとする。費用は自己負担とする。

6. 医学類生は、4年次に結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能(T-SPOT.TB)検査を原則、医学類で受けるものとする。

- ① 医王保護者の会に加入している医学類生は、保護者会から検査料の補助を受ける。
- ② 医王保護者の会の未加入者は、検査料を保護者会に支払って大学で検査を受けるか、あるいは他の医療機関で抗体検査を受け、検査結果を医学学務係に提出する。

7. 結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能(T-SPOT.TB)検査の判定保留者に対しては、クオンティフェロン(QFT)による再検査を行う(日本結核病学会予防委員会「インターフェロン γ 遊離試験使用指針」を参照)。以下に、T-SPOT.TB検査の判定保留者に対する再検査の流れを示す。

- ① 医学学務係は、T-SPOT.TB判定保留者となった対象学生に再検査の実施について通知の上、本学保健管理センターにT-SPOT.TB判定保留者の紹介状の作成依頼をかける。
- ② 紹介状完成後、対象学生は医学学務係経由で金沢大学附属病院の指定された外来の受診予約を行う。
- ③ 受診当日は、外来での診察後に、内科処置室にてQFT検査を実施する。費用は自己負担とする。
- ④ 検査結果は、医学学務係を通して学生に通知する。

T-SPOT.TB検査の判定保留者に対する再検査に関するフローチャート



8. 季節性インフルエンザワクチンは、全学生が遅くとも毎年12月までに接種する。

9. 新型コロナウイルスワクチンは、「医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版追補版 新型コロナウイルスワクチン」に従い、初回は製剤毎に指定された間隔で2回の接種を行うこと。3回目以降は厚生労働省の施策に従い最新のワクチン製剤を指定の回数接種する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

10. 2, 5, 8, 9のワクチンの接種不適当者(感染症に罹患している場合や疾病治療などで免疫力が低下している場合等)に該当する学生は、

- ・生ワクチンに代わり遺伝子組み換えワクチンを接種すべき場合(水痘帯状疱疹ウイルス)
- ・免疫能検査の結果によって生ワクチンを安全に接種できる場合(MMR)
- ・罹患者との接触を避けたり個人防護具を装着する必要がある場合(MMRV, インフルエンザ, 新型コロナウイルス)
- ・針刺し・粘膜曝露事故発生時に迅速な対応が必要となるため実習先に情報提供が必要な場合(肝炎ウイルス)

等があるため、医学学務係に申し出ること。

11. 前述1～10を全て完了した学生は、臨床実習への参加を許可する。

- ① 医学学務係は、医学類生が接種証明を提出した各種ワクチン接種歴、申告された罹患歴、提

出された各種ウイルス抗体価・抗原検査結果，胸部単純X線検査結果，ならびに結核IGRAの結果を把握し，管理するものとする。

- ② 臨床実習前のオリエンテーション等で，抗体検査結果の解釈と実習中の注意事項について説明をする。
- ③ 医学類生は，医学学務係に接種証明を提出した各種ワクチン接種歴，各種ウイルス感染症の罹患歴，提出された各種ウイルス抗体価・抗原検査結果，結核IGRA結果，季節性インフルエンザワクチンならびに新型コロナウイルスワクチンの接種歴を全て所定の書式(危機管理状況確認書)に記入の上，臨床実習期間中は常時携行して，実習先医療機関等職員の求めに応じて提示するものとする。

12. 本申合せの内容は，必要に応じて在学中に変更ないし追記される場合がある。

日本環境感染症学会
医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版

参考

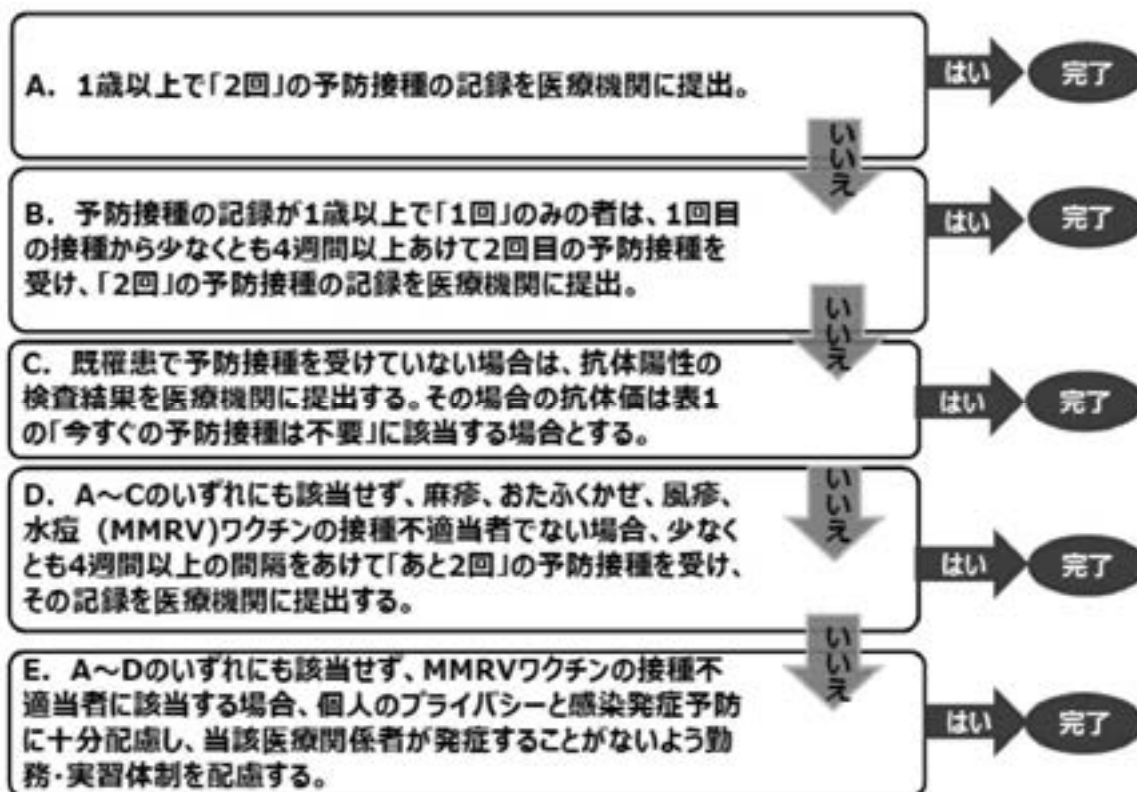


図1 医療関係者のワクチンガイドラインMMRV 対応フローチャート

- A) 2回接種以上の記録が確認できる学生は、抗体価に関わらず、問題なし（測定の必要はない）
- B) 1回接種が確認される場合は、あと1回の追加接種を行う（測定の必要なし）
- C、D) 既罹患で予防接種歴なし、あるいは接種記録が確認できない場合は、抗体価を測定
- ・「今すぐの予防接種は不要」に該当→問題なし
 - ・「あと1回の予防接種が必要」に該当→1回の追加接種を受ける（直後より実習参加は可能）
 - ・「あと2回の予防接種が必要」に該当→1ヶ月以上の間隔を空けて2回接種

表1 MMRV 抗体価と必要予防接種回数（予防接種の記録がない場合）

	あと2回の予防接種が必要	あと1回の予防接種が必要	今すぐの予防接種は不要
麻疹	EIA法 (IgG) 2.0未満 PA法 1:16未満 中和法 1:4未満	EIA法 (IgG) 2.0以上16.0未満 PA法 1:16, 1:32, 1:64, 1:128 中和法 1:4	EIA法 (IgG) 16.0以上 PA法 1:256以上 中和法 1:8以上
風疹	HI法 1:8未満 EIA法 (IgG) (A) 2.0未満 EIA法 (IgG) (B) ΔA0.100未満 ※：陰性 ELFA法 (C) 10IU/mL未満 LTI法 (D) 6IU/mL未満 CLEIA法 (E) 10IU/mL未満 CLEIA法 (F) 抗体価4未満 FIA法 (G) 抗体価1.0AI未満 FIA法 (H) 10IU/mL未満 CLIA法 (I) 10IU/mL未満	HI法 1:8, 1:16 EIA法 (IgG) (A) 2.0以上8.0未満 EIA法 (IgG) (B) 30IU/mL未満 ELFA法 (C) 10以上45IU/mL未満 LTI法 (D) 6以上30IU/mL未満 CLEIA法 (E) 10以上45IU/mL未満 CLEIA法 (F) 抗体価4以上14未満 FIA法 (G) 抗体価1.0以上3.0AI未満 FIA法 (H) 10以上30IU/mL未満 CLIA法 (I) 10以上25IU/mL未満	HI法 1:32以上 EIA法 (IgG) (A) 8.0以上 EIA法 (IgG) (B) 30IU/mL以上 ELFA法 (C) 45IU/mL以上 LTI法 (D) 30IU/mL以上 CLEIA法 (E) 45IU/mL以上 CLEIA法 (F) 抗体価14以上 FIA法 (G) 抗体価3.0AI以上 FIA法 (H) 30IU/mL以上 CLIA法 (I) 25IU/mL未満
水痘	EIA法 (IgG) 2.0未満 IAHA法 1:2未満 中和法 1:2未満	EIA法 (IgG) 2.0以上4.0未満 IAHA法 1:2 中和法 1:2	EIA法 (IgG) 4.0以上 IAHA法 1:4以上 中和法 1:4以上
おたふくかぜ	EIA法 (IgG) 2.0未満	EIA法 (IgG) 2.0以上4.0未満	EIA法 (IgG) 4.0以上

※ΔAは、ペア穴の吸光度の差（陰性の場合、国際単位への変換は未実施）

風疹 HI法：なお、1:8以下の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

A：デンカ生研株式会社（ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG）：なお、6.0未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

B：シーメンスヘルスケアダイアグノスティックス（エンザイグノストB風疹/IgG）：なお、15IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

C：シスメックス・ビオメリュー株式会社（バイダスアッセイキットRUB IgG）：なお、25IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

D：極東製薬工業株式会社（ランピアラテックス RUBELLA）：なお、15IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

E：ベックマン・コールター株式会社（アクセス ルベラIgG）：なお、20IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

F：株式会社保健科学西日本（i-アッセイ CL 風疹 IgG）：なお、抗体価11未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

G：バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社（BioPlex MMRV IgG）：なお、抗体価1.5AI未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

H：バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社（BioPlex ToRC IgG）：なお、15IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

I：アボットジャパン株式会社（Rubella-G アボット）：なお、15IU/mL未満の場合は、第5期定期接種として1回MRワクチンの接種が可能です。

* 第5期定期接種は、2019年～2022年3月までの期間限定で、対象は昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性です。

- HBs抗体陽性の学生は、B型肝炎ワクチンを接種する必要はない。
- 生ワクチン同士の干渉現象は認められないため、生ワクチン（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）の同時接種は認められるが、時期を変える場合には4週間以上の間隔を置く必要がある。
- ただし、B型肝炎ワクチンは生ワクチンではないため、有効性の面では生ワクチンとの接種時期の問題はない。

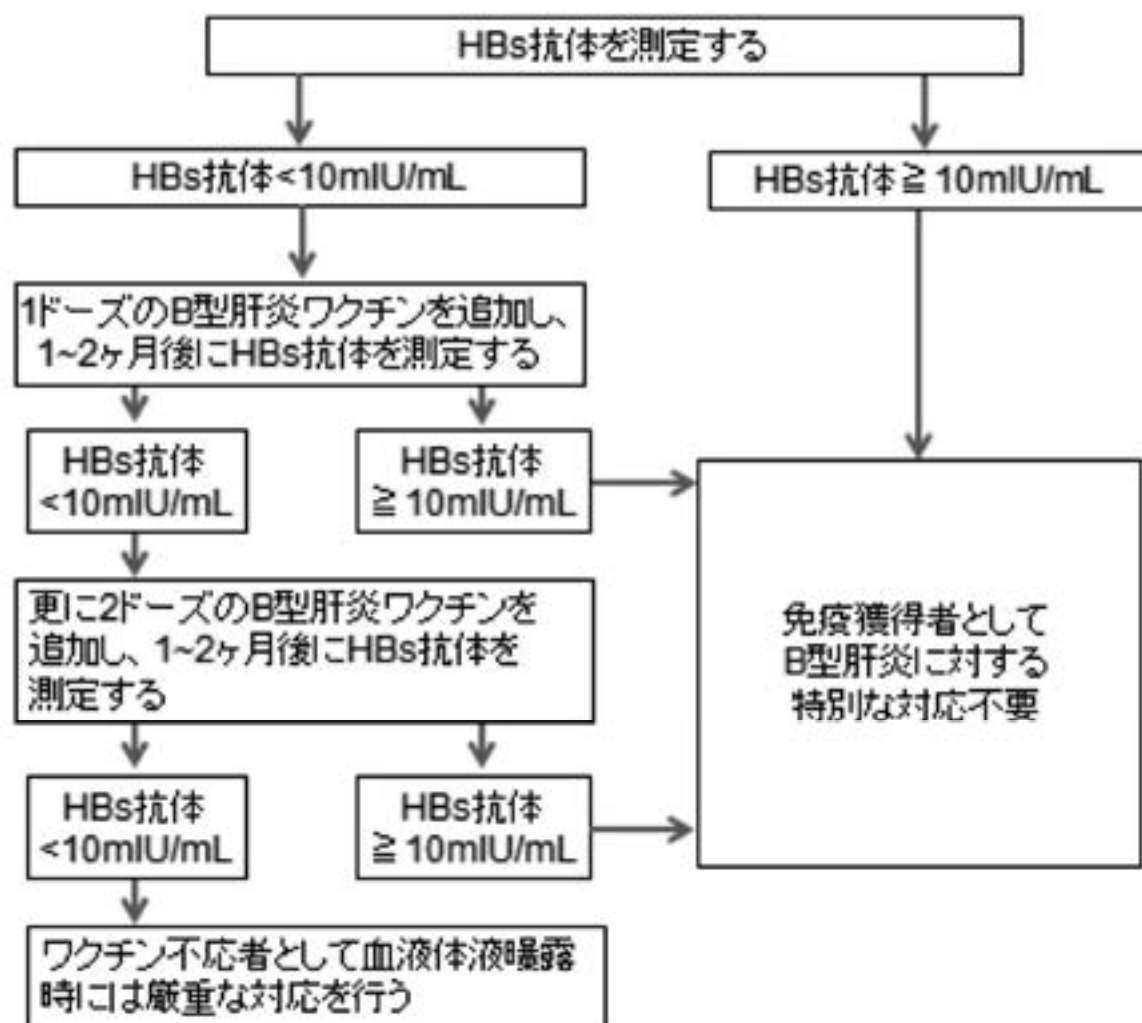


図2 ワクチン接種歴はあるが抗体の上昇が不明の場合の評価

10. 診療参加型臨床実習について

診療参加型臨床実習は、4年次の10月から6年次の7月まで72週にわたり行われ、3つのパートに分かれています。

最初の40週は、コア・ローテーションと呼ばれる4週間単位の基幹領域実習です。学生は附属病院や教育提携医療機関の診療科において、チームの一員として診療業務の一部を担いながら、医学類の学修目標に基づいて、実践的なレベルの問題解決能力や医行為の実施能力の獲得を目指します。また同時に、医師に必要なコミュニケーション能力、プロフェッショナリズム、倫理観、探究心等を養います。

続く19週はサブスペシャリティ・ローテーションと呼ばれる、より細分化された領域の実習です。コア・ローテーションで身に付けた能力を用いてさらに多くの業務を担いながら、各診療科が医療の中で果たしている役割を学んでいきます。

最後の13週はインターンシップと呼ばれ、研修医に準じた診療業務を行う実習です。インターンシップでは、4か所の実習先を学生自身が選択します。附属病院以外にも、学類が斡旋する国内外の医療機関や、斡旋外の医療機関での実習も可能です。

実習の全日程が終了後、共用試験Post-CC OSCEを実施します。

11. MD-PhDコース

本コースは、医学類4年次終了後に、研究科博士課程に入学し、大学院を修了（博士の学位を取得）した後に医学類の5年次に再入学して、医学類を卒業（医師国家試験を受験）するコースです。特に、将来基礎・臨床の研究者を目指す学生に向くコースです。希望する学生は、医学学務係に相談してください。

12. メディカルリサーチトレーニング（Medical Research Training（MRT））プログラム

本プログラムは、希望する学生が授業の空き時間や夕方以降、休暇期間を利用して、各研究室で行われている研究、ゼミナールや論文講読会に参加するものです。学生の段階から医学研究の大切さや面白さを理解し、将来、研究のできる医師となることを期待しています。また、本プログラムは文部科学省未来医療研究人材養成拠点形成事業「第三の道：医療革新を専門とする医師の養成」（メディカル・イノベーションコース）と連携しています。詳しくは、Webサイト「メディカルリサーチトレーニングプログラムーMedical Research Trainingー」(<https://mrt.w3.kanazawa-u.ac.jp/>)をご覧ください。

13. 学生授業アンケート

本学類では、授業改善に役立てるため、学生による授業アンケート調査を実施しています。授業が終了した後に調査しますので、より良い授業が実施されるようアンケートに協力してください。

14. 優秀学生の表彰制度

医学類医王保護者の会の援助により、優秀な学生を次のとおり表彰します。

(1) 黒川良安（くろかわ まさやす）賞

卒業する学類学生を対象に、優秀な成績を修めた者を表彰することでその努力をたたえます。
受賞者は3名で、賞状と副賞を授与します。

「黒川良安」は、北陸における蘭学の祖で多大の功績を残した人物です。

(2) スロイス賞

在学する学類学生（第3年次終了者）を対象に、優秀な成績を修めた者を表彰することでその努力をたたえます。

受賞者は3名で、賞状と副賞を授与します。

「P.A. スロイス」は、蘭学医として本学で近代医学教育を始めた人物です。

(3) 医王保護者の会会長特別賞

文化活動、スポーツ活動等において活躍し又は社会貢献をし、その活動が著しく顕著で優秀であると認められた団体を表彰します。

受賞者には賞状と副賞を授与します。

15. 諸 手 続

休学・退学

病気その他の理由により休学若しくは退学しようとするときは、所定の用紙にて届出が必要です。

休学、退学を希望する場合は、医学学務係に相談してください。

欠 席

病気その他やむを得ないと思われる理由（忌引等）で授業を欠席する場合は、欠席届（病気の場合は医師の診断書添付）を提出してください。無断欠席はしないでください。

その取り扱いについては各科目責任者の教員が判断します。なお、公欠や課外活動のための欠席届は、受理しません。

16. 諸 証 明

学生便覧を参照してください。即日発行ではなく、証明書の種類や時期によっては交付に日時を要することがあります。

17. 医師国家試験について

医師となるには、医師国家試験に合格し医師の免許を受けなければなりません。国家試験の受験については、日を定めて出願に関する説明会を開催しますので、必ず出席してください。

医師法(抄)

第1章 総 則

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第2章 免 許

第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第3条 未成年者には、免許を与えない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

第6条 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによって行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。

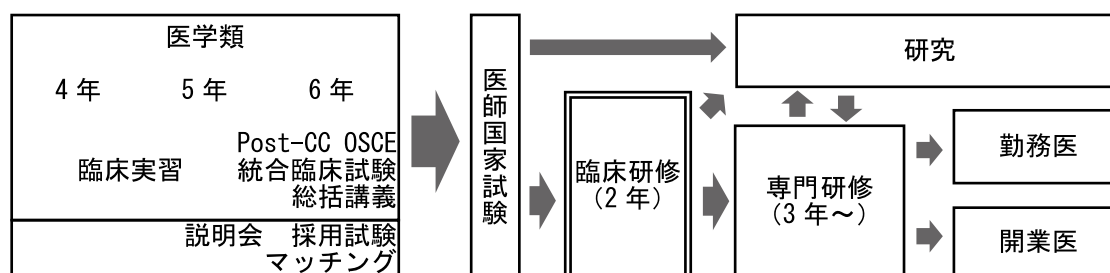
第3章 試 験

第9条 医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第10条 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

18. 医師臨床研修について

医師免許取得後、医師として診療に従事するには、2年以上の臨床研修を受けなければなりません（医師法第16条の2第1項）。臨床研修病院の指定を受けた病院で研修医として採用されるには、まず医師臨床研修マッチング協議会（JRMP）の実施する医師臨床研修マッチング（研修医マッチング）に参加するのが一般的です。研修医マッチングに参加する場合は、6年次の夏までに参加登録を完了してください。研修プログラム説明会や採用試験等は臨床研修病院ごとに行われますので、各自で情報収集に努めてください。



本学附属病院も臨床研修病院の指定を受けており、毎年多くの研修医を受け入れています。臨床研修やマッチングに関し疑問がある場合は、研修医・専門医総合教育センターWebサイトのお問い合わせフォームから質問することができます。

金沢大学附属病院
研修医・専門医総合教育センター
<https://sotsuken.w3.kanazawa-u.ac.jp/>



19. 金沢大学医薬保健学域規程（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、金沢大学医薬保健学域（以下「本学域」という。）における教育課程、履修方法、試験、卒業等に関し、金沢大学学則（以下「学則」という。）及び金沢大学履修規程（以下「履修規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（学類・専攻）

第2条 本学域に次の4学類を置く。

医学類

薬学類

医薬科学類

保健学類

2 保健学類に次の5専攻を置く。

看護学専攻、診療放射線技術学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻
（所属コースの決定）

第3条 医薬科学類の学生は、その所属する学類において別に定めるところにより、志望するコースを選択し、学類長に届出なければならない。

2 前項の志望者数が、コースごとに学類において定める受入れ上限数を超過したときは、選考によりコースを決定する。

（教育研究上の目的）

第4条 本学域及び学類に係る人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、次のとおりとする。

医薬保健学域

高齢化・少子化や疾病構造の変化を背景に、日常生活の質[Quality of Life(QOL)]を重視した患者本位の全人的医療の提供のため、関連する医学、保健学及び薬学の分野が相互に協力して、統合的な医療教育を行い、人間性を重視し、総合的な能力を有する高度医療人及び研究者を養成することを目的とする。

医学類

早期体験実習（アーリー・エクスポージャー）、基礎配属での医学研究体験、コア・カリキュラム対応統合型教育、小人数チュートリアル教育、地域医療臨床実習及び診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）などを実施するとともに、全国共用試験Computer-based Test (CBT) や客観的臨床能力試験 (Objective Structured Clinical Examination；OSCE) で臨床前教育の充実を図り、幅広い教養、豊かな感性、人間への深い洞察力及び問題解決・コミュニケーション能力を備え、全人的医療ができる能力を身につける教育を行い、人間性を重視し、かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者を養成することを目的とする。

（略）

第2章 在学年限

（在学年限）

第5条 在学年限は、学則の定めるところによる。ただし、医学類及び薬学類にあつては、在学年限は12年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学類において、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年におけるそれぞれの在学年限は、4年を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次に、医師の診断による疾病の事由によって休学した学生の

願い出により、医学類長が在学年限の変更を認める場合は、第1年次及び第2年次の在学年限を5年、かつ第3年次及び第4年次の在学年限を3年とすることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、薬学類において、8年の年数を超えて第5年次に進級することができない者の在学年限は8年とする。

第3章 履修方法等

(授業科目及び単位数等)

第6条 本学域のそれぞれの学類の授業科目、単位数等は、別表第1、第2及び第4のとおりとする。

ただし、別表第1、第2及び第4の授業科目及び単位数等については、必要に応じ、教育研究会議の議を経て、変更することがある。

- 2 各学類の履修に関し必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、原則として次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の公示)

第8条 每学期又は毎クォーターの授業科目及びその担当教員は、その学期の始めに公示する。

(履修手続)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目をその担当教員の承認を得て、每学期又は毎クォーターの始めに学域長に届け出なければならない。

- 2 学則第54条の規定に基づく各学期又は各クォーターに履修科目として登録できる科目の上限単位数(以下「履修登録単位数の上限」という。)は、別表第3のとおりとする。
- 3 前項の規定は、医学類における専門科目の履修登録に適用しない。

(他学域・他学類における授業科目の履修)

第10条 学生は、学域長の許可を得た上で、他学域・他学類の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教育研究会議の議を経て、本学域所定の授業科目の単位として認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第11条 学生が、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学域長の許可を得た上、履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教育研究会議の議を経て、金沢大学国際基幹教育院総合教育部規程(以下「総合教育部規程」という。)第4条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学域の単位として認定することができる。

- 3 前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第12条 本学域が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所定の手続きにより本学域における授業科目の履修とみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学域の単位として認定する単位数並びに総合教育部規程第5条の規定により国際基幹教育院において認定される共通

教育科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第12条の2 本学域が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第11条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学の単位として認定する単位数並びに総合教育部規程第6条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条 本学域が教育上有益と認めるときは、本学域に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学域に入学した後の本学域における授業科目の履修により修得したものとみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 本学域が教育上有益と認めるときは、本学域に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学域における授業科目の履修とみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

3 前2項により与えることのできる単位数は、特別選考入学、転入学、再入学及び編入学の場合を除き、本学域において修得した単位以外のものについては、第11条第2項及び第3項、第12条第1項並びに前条第1項により本学域において修得したものとみなす単位数並びに総合教育部規程第7条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他の大学等における履修科目の認定)

第14条 「薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令」の必要単位の修得(認定省令第1条第1項第3号及び第2項)に係る他大学等において履修した授業科目については、所定の手続きにより薬学類の授業科目の履修により修得したものとみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、60単位を超えないものとする。このうち医療薬学に係る単位については26単位を超えないものとする。

(留学)

第15条 学則第66条の規定により留学しようとする者は、学域長を経て学長に届け出なければならない。

(他学域学生の履修)

第16条 他学域の学生で本学域の授業科目の履修を希望する者は、所属の学域長を経由して本学域長の許可を得なければならない。

第4章 試験

(試験)

第17条 試験は、各授業科目について、その授業の終わった学期又はクォーター末に行う。ただし、必要があるときは、その期日を変えることがある。

2 授業科目の性質により、平常の成績をもって、前項の授業科目試験に代えることがある。

3 課題研修の審査は、当該学類に属する教員が行う。

(試験の成績)

第18条 試験の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、上位から「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「不可」を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

第19条 単位認定を保留とする場合の基準及び保留後の成績評価方法については、必要に応じ、各学類で別に定める。

(総合成績評価)

第20条 GPAにおける保留授業科目の取扱い及び再履修の取扱いについては、必要に応じ、各学類

で別に定める。

(成績評価の疑義申し立て)

第21条 成績の評価に対する疑義申し立てについては、各学類で別に定める。

第5章 卒業・学位

(卒業)

第22条 学則第38条に定める修業年限以上在学し、別表第1に定める卒業に必要な単位を修得し、かつ、別に定める英語能力の基準を満たす学生には、教育研究会議の議を経て卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、転入学をした者及び編入学をした者については、必要に応じ、別に定める。

3 第1項の期間には、学則第39条の規定により、科目等履修生としての相当期間を修業年限に通算することを教育研究会議の議を経て学域長が認めた学生にあつては、当該期間を含むものとする。

4 第1項の卒業に必要な単位のうち、学則第55条から第57条の規定により修得することができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(学位)

第23条 本学域を卒業した者には、学則第61条の規定により学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、医学、薬学、生命医科学、創薬科学、看護学、保健学とする。

第6章 再入学、転入学及び編入学

(再入学)

第24条 学則第46条第1項第1号の規定により、再入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 再入学の出願手続き、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第25条 学則第46条第1項第2号の規定により、本学域へ転入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 転入学の出願資格及び選考方法等については、必要に応じ、別に定める。

3 転入学の時期は、原則として第2学年の始めとする。

(編入学)

第26条 学則第46条第1項第3号から第7号までの規定により本学域へ編入学を志願する者については、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 編入学の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

第7章 転学類

(転学類)

第27条 転学類(他学域に所属する学生が、本学域の各学類に転学類する場合を含む。)を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 転学類の出願資格及び選考方法等については、各学類で別に定める。

3 転学類の時期は、原則として第2学年の始めとする。

第8章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第28条 学則第83条の規定により、本学域へ研究生として入学を志望する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 研究生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第29条 学則第84条の規定により、本学域へ科目等履修生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 科目等履修生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条 学則第85条の規定により、本学域へ特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第7条第3号、第12条の2及び第13条は、平成26年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第3条、第15条及び第22条第3項の規定については、平成27年3月31日に在学する者についても適用する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成28年11月11日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

2 平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日に在学する者については、第5条第2項、第26条第1項並びに別表第4の薬学類・創薬科学類の専門教育科目における「創薬科学研究Ⅰ」及び「創薬科学研究Ⅱ」の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし別表第4の医学類の専門教育科目における「学域GS言語科目Ⅰ(医学英語)」及び「学域GS言語科目Ⅱ(医学英語)」の改正規定は、平成28年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の薬学類・創薬科学類の上限単位数の規定及び別表4の薬学類・創薬科学類の専門教育科目における「医療統計学」、「臨床医学入門」、「臨床栄養学」、「医薬品化学」、「創薬科学」、「毒性学」、「薬剤疫学」、「化学療法学」、「医薬品評価学」、「コミュニケーション論」、「薬学英語演習」、「実務実習Ⅰ」、「実務実習Ⅱ」、「実務実習Ⅲ」、「実務実習Ⅳ」の改正規定については、平成28年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者については、別表第4の専門教育科目単位配当表のうち薬学類・創薬科学類の「キャリアプラン研修Ⅰ」、「キャリアプラン研修Ⅱ」の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし、別表第4専門教育科目単位配当表のうち医学類（「脳神経内科学」を除く。）の改正規定並びに薬学類・創薬科学類の「GS言語科目Ⅱ（薬学英語Ⅱ）」、「生命・医療倫理」、「物理化学Ⅱ」、「看護学入門」、「多職種連携概論」、「注射薬概論」、「健康権と医療」、「臨床心理学」、「有機化学演習Ⅰ」、「有機化学演習Ⅱ」及び「有機化学演習Ⅳ」の改正規定については平成28年度入学生から適用し、医学類の「脳神経内科学」については平成29年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第4の薬学類・創薬科学類の専門教育科目における「薬学研究入門」については、平成30年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者については、別表第3の保健学類の上限単位数の改正規定を除き、なお従前の例による。この場合において、「放射線技術科学専攻」とあるのは「診療放射線技術学専攻」と読み替えるものとする。ただし、別表第1の医薬科学類の専門教育科目のうちコース専門科目の修得すべき単位数及び条件の改正規定並びに別表第4の薬学類の専門教育科目における「バイオフィーマサイエンスⅠ」、「バイオフィーマサイエンスⅡ」、「創薬動態薬理学」、「プライマリケア演習」及び「ラボローテーション」の改正規定並びに別表第4の医薬科学類の専門教育科目における「医薬科学基礎ローテーション実習（生命ケア演習）」の改正規定並びに別表第4の医薬科学類の専門教育科目における「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コースⅠA）」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コースⅠB）」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コースⅡA）」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コースⅡB）」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コースⅡC）」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コースⅡD）」及びコース専門科目の欄の改正規定については、令和3年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者については、改正後の第7条第1項、第11条第3項、第22条第

1 項、同第3 項、別表第3 の保健学類の上限単位数の規定及び別表第4 の保健学類作業療法学専攻の専門教育科目における「評価学実習Ⅰ」の規定を除き、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第3 の薬学類の上限単位数の規定及び別表第4 の薬学類の専門教育科目における「薬物治療モニタリング演習」の規定については、令和3 年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、令和5 年10月11日から施行し、令和5 年10月1 日から適用する。

附 則

- この規程は、令和6 年4 月1 日から施行する。
- 令和6 年3 月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、令和7 年4 月1 日から施行する。
- 令和7 年3 月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、別表第1 の医学類の専門教育科目の修得すべき単位数の改正規定、別表第3 の「医薬科学類生命医科学コース」における改正規定並びに別表第4 の医学類の専門教育科目の改正規定（「早期医療体験」及び「プロフェッショナリズム」を除く。）及び医薬科学類の改正規定については、令和6 年度入学者から適用する。
- 第2 項の規定にかかわらず、医学類の令和6 年度入学者の卒業に必要な単位数については、255.5単位以上とする。

別表第1 単位修得要件

区 分		修得すべき単位数及び条件			
共通教育科目	導入科目	医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類	34単位以上 32単位以上 32単位以上 30～36単位以上	大学・社会生活論 データサイエンス基礎 国際・地域概論	1 単位（必修） 1 単位（必修） 1 単位（必修）
	GS科目（6 群）			1 群から5 群の各群から2 単位を含む12単位 6 群から3 単位 ※単一の群で3 単位を超える修得単位は、自由履修科目に算入する。 計15単位（選択必修）	
	GS言語科目			Practical Englishコース EAPコース	4 単位（必修） 4 単位（必修）
	自由履修科目			2 単位以上 GS科目、基礎科目及び初習言語科目の最低修得要件を超えて修得した科目、並びにその他の共通教育科目（導入科目及びGS言語科目を除く。）を指します。	
	基礎科目			医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類	6 単位（必修） 4 単位（必修） 4 単位（必修） 2～8 単位（選択必修）
	初習言語科目				
専門教育科目	学域GS科目	医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類	6 科目 6 科目 6 科目 5～6 科目	6 単位 6 単位 6 単位 6 単位以上	選択必修
	学域GS言語科目			医学類 薬学類、医薬科学類、保健学類	2 科目 4 単位 2 科目 2 単位
	専門基礎科目	医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類	3.5単位 4 単位 10単位 7～15単位	看護学専攻 診療放射線技術学専攻 検査技術科学専攻 理学療法学専攻 作業療法学専攻	15単位 7 単位 15単位 12単位 12単位
	専門共通科目	医薬科学類	21単位		

区 分		修得すべき単位数及び条件			
専門教育科目	専門科目	医学類 薬学類 保健学類	200単位以上 151単位以上 83～86単位以上	看護学専攻 診療放射線技術学専攻 検査技術科学専攻 理学療法学専攻 作業療法学専攻	83単位以上 86単位以上 85単位以上 85単位以上 85単位以上
	コース専門科目	医薬科学類	49単位以上	【両コース共通】 必修科目34単位、選択科目15単位以上 【生命医科学コース】 選択科目15単位以上のうち、創薬科学コースにおいて必修とするコース専門科目（授業形態：講義）2単位以上を、選択必修とする。 【創薬科学コース】 選択科目15単位以上のうち、生命医科学コースにおいて必修とするコース専門科目（授業形態：講義）2単位以上を、選択必修とする。 ※選択科目のうち、所属コース以外のコース専門科目（授業形態：講義）は、選択必修とする2単位以上を含め4単位までを卒業に必要なコース専門科目の単位に含めることができる。	
	課題研究科目	医薬科学類	10単位		
卒業に必要な単位数		医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類	247.5単位以上 195単位以上 130単位以上 135～142単位以上	看護学専攻 診療放射線技術学専攻 検査技術科学専攻 理学療法学専攻 作業療法学専攻	136単位以上 137単位以上 142単位以上 135単位以上 135単位以上

備考

1. 共通教育科目の開講科目等は、金沢大学共通教育科目に関する規程に定めるところによる。
2. 基礎科目の履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2 共通教育科目基礎科目の履修方法

授業科目	単位数	医学類	薬学類	医薬科学類	保健学類				
					看護	放射	検査	理学	作業
微分積分学ⅠA	1	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○
微分積分学ⅠB	1	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○
線形代数学ⅠA	1	◎			○	◎	○	○	○
線形代数学ⅠB	1	◎			○	◎	○	○	○
微分積分学ⅡA	1								
微分積分学ⅡB	1								
線形代数学ⅡA	1								
線形代数学ⅡB	1								
統計数学A	1	◎	◎	◎					
統計数学B	1	◎	◎	◎					
物理学ⅠA	1				○	◎	○	○	○
物理学ⅠB	1				○	◎	○	○	○
物理学ⅡA	1					◎	○		
物理学ⅡB	1					◎	○		
物理学実験	2				○			○	○
化学ⅠA	1				○		○	○	○
化学ⅠB	1				○		○	○	○
化学ⅡA	1				○		○	○	○
化学ⅡB	1				○		○	○	○
化学実験	2								
地学ⅠA	1								
地学ⅡB	1								
地学ⅡA	1								
地学ⅡB	1								
基礎科目最低修得単位数		6	4	4	2	8	6	2	2

備考

1. ◎印の科目は必修
2. ○印の科目は基礎科目必要単位数として加算できるもの
3. 上記以外の科目は、卒業要件の「基礎科目」の単位数には算入しない。

別表第3 履修登録単位数の上限

学 年		1年				2年				3年				4年				5年				6年			
学 期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
クォーター		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
共通教育 科目及び 専門教育 科目を合 わせた上 限単位数	医学類	12	12	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	薬学類	12.5	12.5	12.5	13.5	15.5	7.5	13	14	12.5	11	12	15	14	10	8.5	6	—	—	—	—	—	—	—	—
	医薬科学類 生命医科学コース	12	12	12	12	12	12	13	14	13	12	12	12	12	12	12	12	/	/	/	/	/	/	/	/
	医薬科学類 創薬科学コース					14	8	13	13.5	14.5	11	10	12	7	5	5	6	/	/	/	/	/	/	/	/
	保健学類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	/	/	/	/	/	/	/	/

備考

- 2年次・3年次編入学生には適用しない。
- 薬学類において、総合教育部から移行してきた学生には適用しない。
- 医薬科学類において、科目の再履修等による上記の上限単位数の超過については、その都度教務・学生生活委員会で審議の上決定する。
- 薬学類において、科目の再履修等による上記の上限単位数の超過については、履修登録単位数の上限の対象としない。
- 薬学類において、履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、医薬保健学基礎Ⅰ、医薬保健学基礎Ⅱ、アカデミックスキル、プレゼン・ディベート論、生命・医療倫理、薬学研究者入門Ⅰ、薬学研究者入門Ⅱ、キャリア形成概論Ⅰ、キャリア形成概論Ⅱ、キャリア形成概論Ⅲ、薬学海外AL実習Ⅰ、薬学海外AL実習Ⅱ、早期ラボローテーションⅠ、早期ラボローテーションⅡとする。
- 医薬科学類において、履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、医薬保健学基礎Ⅰ、医薬保健学基礎Ⅱ、医薬科学研究者入門、生命・医療倫理、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡA、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡB、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡC、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡD、医薬科学基礎ローテーション実習（創薬科学コース）Ⅳ、医薬科学研究者養成Ⅰ、医薬科学研究者養成Ⅱ、医薬科学先端領域特論、生命医科学海外AL実習Ⅰ、生命医科学海外AL実習Ⅱ、生命医科学国内AL実習Ⅰ、生命医科学国内AL実習Ⅱ、創薬科学海外AL実習Ⅰ、創薬科学海外AL実習Ⅱとする。
- 保健学類において、履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、基礎看護実習、ヘルスプロモーション実習及び評価学実習Ⅰとする。また、上記の上限単位数の超過については、その都度教務委員会で審議のうえ決定する。
- 複数クォーター継続して開講する授業科目の各クォーターにおける履修上限に算入する単位数は、開講する通算のクォーターにより按分する。
- 医学類において、履修登録単位数の上限の対象は共通教育科目のみとし、専門教育科目は対象としない。

別表第4 専門教育科目単位配当表

医学類

科目区分		授業科目	授業形態	必修 選択の別	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		単 位 数	合計 単位数	備 考	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
					第1ク ォー ター	第2ク ォー ター	第3ク ォー ター	第4ク ォー ター	第1ク ォー ター	第2ク ォー ター	第3ク ォー ター	第4ク ォー ター	第1ク ォー ター	第2ク ォー ター	第3ク ォー ター	第4ク ォー ター				
専 門 教 育 科 目	基礎専門科目	医学入門	講義	必修	0.5												0.5	0.5		
		早期医療体験	講義 実習	必修		0.5												0.5 0.5	1	
		プロフェッショナリズム	講義	必修			1											1	1	
		社会科学・行動科学	講義	必修					1									1	1	
		学域GS言語科目Ⅰ(医学英語)	講義	必修				2										2	4	
		学域GS言語科目Ⅱ(医学英語)	講義	必修					2									2		
		学域GS言語科目Ⅲ(Presentation)	講義	選択					1									1		
		学域GS言語科目Ⅲ(Interaction)	講義	選択					1									1		
		学域GS言語科目Ⅲ(English for STEM)	講義	選択					1									1		
		学域GS言語科目Ⅲ(Science and Society)	講義	選択					1									1		
	学域GS科目	学域GS言語科目Ⅲ(Reading and Discussion)	講義	選択					1									1		
		医薬保健学基礎Ⅰ				1														
		医薬保健学基礎Ⅱ					1													
		生命情報科学Ⅰ						1												
		生命情報科学Ⅱ						1												
		アカデミックスキル																		
		プレゼン・ディベート論	講義	必修			1	1										6	6	
		(別に定める)																		
	基礎医学	人体解剖学	講義 実習	必修				4										4	6.5	
		組織学	講義 実習	必修				2.5		3								2.5 3	4	
		神経解剖学	講義 実習	必修				3		0.5								3 0.5	3.5	
		発生学	講義 実習	必修				2		3								2 3	2	
		器官生理学	講義 実習	必修						0.5								0.5 3	3.5	
		神経生理学	講義 実習	必修						0.5								0.5 3	3.5	
		生化学Ⅰ	講義 実習	必修						3								3 0.25	6.5	
		生化学Ⅱ	講義 実習	必修						0.25								0.25 3	3	
		薬理学	講義 実習	必修						0.25								0.25 3	3.5	
		動物実験と再生医学	講義	必修				1			0.5							0.5 1	1	

※ 学域は医療科学部と医学部保健科学部で、保健科学部は総合科学部と、保健

科目区分		授業科目	授業形態	必修 選択の別	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		単 位 数	合 計 単 位 数	備 考		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
					第1ク オ ー タ ー	第2ク オ ー タ ー	第3ク オ ー タ ー	第4ク オ ー タ ー	第1ク オ ー タ ー	第2ク オ ー タ ー	第3ク オ ー タ ー	第4ク オ ー タ ー	第1ク オ ー タ ー	第2ク オ ー タ ー	第3ク オ ー タ ー	第4ク オ ー タ ー					
専 門 類 基 礎 教 育 門 目	基 礎 医 学	遺伝学	講義	必修					1								1	1			
		病理学Ⅰ	講義 実習	必修						3								3	3.5		
		病理学Ⅱ	講義 実習	必修						0.5								0.5	3		
		ウイルス感染学	講義 実習	必修						3								3	3.5		
		細菌感染学	講義 実習	必修					2.5		0.5							2.5	3		
		寄生虫学	講義 実習	必修					0.5									0.5	4		
		免疫学	講義 実習	必修					2									2	2.5		
		衛生・公衆衛生学Ⅰ	講義 実習	必修					1.5									1.5	1.5		
		衛生・公衆衛生学Ⅱ	講義	必修						2								2	2.5		
		法医学ⅠA	講義	必修				1									1.5	1	1.5		
		法医学ⅠB	講義 実習	必修						2								2	4.5		
		法医学Ⅱ	講義	必修						0.5								0.5	1		
		国際保健学	講義	必修				0.5									1	1	0.5		
		基礎研究室配属	実習	必修						3								3	3		
	臨 床 医 学 基 礎	診断学実習	講義 実習	必修								0.5						0.5	2.5		
		医の倫理と医療法規	講義	必修								2						2	0.5		
		臨床検査医学	講義	必修								0.5						0.5	2		
		画像診断学	講義	必修								1						1	1		
		小児科学	講義	必修								2						2	2		
		臨床遺伝学	講義	必修								0.5						0.5	0.5		
		感染症学	講義	必修								1.5						1.5	1.5		
		腫瘍学	講義	必修								3						3	3		
		免疫・アレルギー学	講義	必修								2.5						2.5	2.5		
		血液学	講義	必修								1.5						1.5	1.5		
		神経精神科学	講義	必修								1.5						1.5	1.5		
		脳神経・感覚器学	講義	必修								7						7	7		
		脳神経内科学	講義	必修								1.5						1.5	1.5		
		循環器学	講義	必修								3						3	3		
		呼吸器学	講義	必修								2.5						2.5	2.5		
		栄養・消化器学	講義	必修								3						3	3		
		生殖・胎生・周産期	講義	必修								3						3	3		
		腎臓学	講義	必修								2						2	2		
		泌尿器学	講義	必修								2						2	2		
		皮膚・結合組織・膠原病	講義	必修								3						3	3		
		運動器	講義	必修								1.5						1.5	1.5		
		内分泌・代謝学	講義	必修								1.5						1.5	1.5		
		麻酔・集中治療医学	講義	必修								2						2	2		
		臨床薬理学	講義	必修								2						2	2		
		歯科口腔外科学	講義	必修								1.5						1.5	1.5		
		救急・災害医学	講義	必修								2						2	2		
		総合診療学・地域医療学	講義	必修								2						2	2		
		臨床医学の共通基盤	講義	必修								2			1.5			1.5	1.5		
	臨 床 実 習	循環器内科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		内分泌・代謝内科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		消化器内科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		腎臓・リウマチ膠原病内科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		血液内科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		呼吸器内科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		脳神経内科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		腫瘍科学臨床実習	実習	必修												1		1	1		
		皮膚科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		精神神経科学臨床実習	実習	必修												4		4	4		
		小児科学臨床実習	実習	必修												4		4	4		
		心臓血管外科・呼吸器外科臨床実習	実習	必修												3		3	3		
		消化管外科・肝臓外科・乳腺外科・小児外科臨床実習	実習	必修												3		3	3		
		産婦人科・救急医学臨床実習	実習	必修												6		6	6		
		泌尿器科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		整形外科・リハビリテーション科学臨床実習	実習	必修												3		3	3		
		脳神経外科臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		歯科口腔外科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		眼科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		耳鼻咽喉科・前頭部科学臨床実習	実習	必修												2		2	2		
		麻酔・集中治療医学臨床実習	実習	必修												3		3	3		
		総合診療科・地域医療臨床実習	実習	必修												1		1	1		
		放射線科・核医学臨床実習	実習	必修												4		4	4		
		臨床検査医学臨床実習	実習	必修												1		1	1		
		薬剤部臨床実習	実習	必修												1		1	1		
		選択臨床実習	実習	必修													7		7	7	
		総括講義	講義	必修														8	8		
		フ ロ ク ラ ム	医学研究実践	実習	選択														7	7	
			最新医学研究	講義	選択														2	2	
			医学研究プレゼンテーション	実習	選択														2	2	
			英語コミュニケーション	講義	選択														4	4	
			実践医学英語	実習	選択														2	2	
		プ ロ グ ラ ム	選択臨床実習A	実習	選択														2	2	
			選択臨床実習B	実習	選択														2	2	
	選択臨床実習Ⅰ		実習	選択														3	3		
	選択臨床実習Ⅱ		実習	選択														4	4		
選択臨床実習Ⅲ	実習		選択														4	4			
合 計																		213.5	必修のみ		

20. 専門教育科目授業内容について

各授業科目の学習内容については、Web 版シラバスで確認してください。

Web 版シラバス（授業案内）

<https://eduweb.sta.kanazawa-u.ac.jp/portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>

※学類専門基礎科目、学域GS言語科目、学域GS科目、基礎医学、臨床医学基礎

令和7年4月1日現在



	授業科目	担当研究分野	科目責任者
1	医学入門	法医学	塚 正彦
2	早期医療体験	医学教育学	太田 邦雄
3	プロフェッショナリズム	附属病院・総合診療部	野村 英樹
4	社会科学・行動科学	医学教育学	太田 邦雄
5	学域GS言語科目Ⅰ(医学英語)	機能解剖学	尾崎 紀之
6	学域GS言語科目Ⅱ(医学英語)	機能解剖学	尾崎 紀之
7	学域GS言語科目Ⅲ(Presentation)	機能解剖学	尾崎 紀之
8	学域GS言語科目Ⅲ(Interaction)	機能解剖学	尾崎 紀之
9	学域GS言語科目Ⅲ(English for STEM)	機能解剖学	尾崎 紀之
10	学域GS言語科目Ⅲ(Science and Society)	機能解剖学	尾崎 紀之
11	学域GS言語科目Ⅲ(Reading and Discussion)	機能解剖学	尾崎 紀之
12	医薬保健学基礎Ⅰ	革新ゲノム情報学	田嶋 敦
13	医薬保健学基礎Ⅱ	革新ゲノム情報学	田嶋 敦
14	生命情報科学Ⅰ	分子遺伝学	倉知 慎
15	生命情報科学Ⅱ	先鋭科学融合	齋藤 敦
16	アカデミックスキル	人体病理学	原田 憲一
17	プレゼン・ディベート論	人体病理学	原田 憲一
18	人体解剖学	機能解剖学	尾崎 紀之
19	組織学	組織細胞学	西山 正章
20	神経解剖学	神経解剖学	堀 修
21	発生学	神経解剖学	堀 修
22	器官生理学	血管分子生理学	内藤 尚道
23	神経生理学	統合神経生理学	三枝 理博
24	生化学Ⅰ	分子遺伝学	倉知 慎
25	生化学Ⅱ	血管分子生物学	山本 靖彦
26	薬理学	細胞分子機能学	安藤 仁
27	動物実験と再生医学	幹細胞免疫制御学	渡会 浩志
28	遺伝学	革新ゲノム情報学	田嶋 敦
29	病理学Ⅰ	分子細胞病理学	(高村 雅之)
30	病理学Ⅱ	人体病理学	原田 憲一
31	ウイルス感染学	国際感染症制御学	所 正治
32	細菌感染学	細菌学	藤永 由佳子
33	寄生虫学	国際感染症制御学	所 正治
34	免疫学	免疫学	華山 力成
35	衛生・公衆衛生学Ⅰ	衛生学・公衆衛生学	原 章規
36	衛生・公衆衛生学Ⅱ	衛生学・公衆衛生学	原 章規
37	法医学ⅠA	法医学	塚 正彦
38	法医学ⅠB	法医学	塚 正彦
39	法医学Ⅱ	法医学	塚 正彦
40	国際保健学	国際感染症制御学	所 正治
41	基礎研究室配属	循環器内科学	高村 雅之
42	診断学実習	医学教育学	太田 邦雄
43	医の倫理と医療法規	附属病院・経営企画部	長瀬 啓介
44	臨床検査医学	感染症科学・臨床検査医学	金森 肇
45	画像診断学	放射線科学	小林 聡
46	小児科学	小児科学	和田 泰三
47	臨床遺伝学	附属病院・遺伝診療部	渡邊 淳
48	感染症学	感染症科学・臨床検査医学	金森 肇
49	腫瘍学	消化管外科科学／乳腺外科科学	稲木 紀幸
50	免疫・アレルギー学	腎臓・リウマチ膠原病内科学	岩田 恭宜
51	血液学	血液内科学	宮本 敏浩
52	神経精神科学	精神行動科学	菊知 充
53	脳神経・感覚器学Ⅰ(脳神経外科学)	脳神経外科学	中田 光俊
54	脳神経・感覚器学Ⅱ(眼科学)	眼科学	東出 朋巳
55	脳神経・感覚器学Ⅲ(耳鼻咽喉科学)	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	吉崎 智一

	授業科目	担当研究分野	科目責任者
56	脳神経内科学	脳神経内科学	小野 賢二郎
57	循環器学	循環器内科学	高村 雅之
58	呼吸器学	呼吸器内科学	矢野 聖二
59	栄養・消化器学	システム生物学	山下 太郎
60	生殖・胎生・周産期	産科婦人科学	安彦 郁
61	腎臓学	腎臓・リウマチ膠原病内科学	岩田 恭宜
62	泌尿器学	泌尿器集学的治療学	溝上 敦
63	皮膚・結合組織・膠原病	皮膚分子病態学	松下 貴史
64	運動器	整形外科学	出村 諭
65	内分泌・代謝学	内分泌・代謝内科学／包括的代謝学	簗 俊成
66	麻酔・集中治療医学	麻酔・集中治療医学	谷口 巧
67	臨床薬理学	附属病院・薬剤部	崔 吉道
68	歯科口腔外科学	顎顔面口腔外科学	川尻 秀一
69	救急・災害医学	救急・災害医学	岡島 正樹
70	総合診療学・地域医療学	附属病院・総合診療部	野村 英樹
71	臨床医学の共通基盤	附属病院・経営企画部	長瀬 啓介

学 生 生 活 の 手 引

1. 授業料の納入及び免除，奨学金について

学生便覧を参照してください。

<https://note.w3.kanazawa-u.ac.jp/contents/330>



2. アカンスポータルについて

アカンスポータルとは、学生個人々のさまざまな情報にアクセスするための入口となる Web サイトです。金沢大学では全学生に金沢大学 ID が与えられ、アカンスポータルを利用できるようになっています。大学からの連絡や授業担当教員からの情報などはアカンスポータルに送られてきますので、1日1回はアカンスポータルを見るようにしてください。

重要な連絡を受け取ることができず不利益を被ることを避けるため、両親や自分自身の住所、電話番号、メッセージ転送用のメールアドレスが変わった場合は、必ずアカンスポータルの学務情報サービスにおいても忘れずに変更登録をお願いします。

<https://acanthus.cis.kanazawa-u.ac.jp/Portal/>

3. 掲示について

(1) 公 示

大学から学生に対する連絡（公示，授業時間割，試験日程，奨学金，通知，呼出しその他一切の連絡事項）は，原則医学学務係前掲示板（又は電子掲示板，アカンスポータル）によって行うので毎日必ず見てください。

専門教育科目の講義日程は，次の Web サイトで見ることが出来ます。

<http://www.med.kanazawa-u.ac.jp/students/index.html>



(2) 学生の掲示

学生が医学類内において掲示を行う場合は，医学学務係に事前に届け出て認印を受けた後，学生用掲示板に掲示してください。掲示期間は1週間を目安とし，期間経過後はただちに各自で取り除いてください。

4. 学生相談について

学生生活を過ごす中で修学，進路等の相談があれば，次頁記載のアドバイス教員や，各学生に割り当てられるチューター教員及び医学学務係を訪ねてください。

アドバイス教員一覧

(R7.4.1 現在)

氏 名	役 職	所 属	電 話
安 藤 仁	学生支援委員会委員長	細胞分子機能学	265-2450
齋 藤 敦	学生支援委員会委員	先 鋭 科 学 融 合	265-2225
内 藤 尚 道	学生支援委員会委員	血 管 分 子 生 理 学	265-2165
太 田 邦 雄	学生支援委員会委員	医 学 教 育 学	265-2135
坪 本 真	学生支援委員会委員 (メンタル担当)	附属病院神経科精神科	265-2304

5. 定期健康診断について

毎年全学生対象に定期健康診断を行います。健診実施期間中に必ず受診してください。健診未受診の場合、授業・実習などの受講ができないことがあります。

また、毎年定期健康診断を受けないと健康診断証明書は発行されません。4年次10月頃から臨床実習が始まり、学外実習の際には健康診断証明書が必要になりますので、必ず受診してください。

定期健康診断の日程は、金沢大学保健管理センターの Web サイトを参照してください。

(<https://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp/>)

6. 保健管理センター宝町分室について

保健管理センター宝町分室は、学生の授業中や課外活動中に起きた疾病の応急処置や健康相談に対応します。(医師は、不在の場合もありますので、相談する際は事前に連絡してください。)

なお、学業、性格、人間関係など一人で行き詰ったら、公認心理師による学生相談の予約もできますので、気軽に利用してください。

【場 所】

医学類F棟1階

【開室時間】

月～金 13時～17時 看護師が常駐しています。

【医師の診察・健康相談受付時間】

火・水・金 14時～16時30分 ※ただし、変更になる場合があります。

[問合せ先]

保健管理センター宝町分室 TEL：076-265-2133 (平日13時～17時)

保健管理センター本部(角間) TEL：076-264-5255 (平日8時30分～17時)

E-mail：hokekan@kenroku.kanazawa-u.ac.jp

学生相談に関しては、以下のサイトを見てください。

(<https://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp/student-counseling/>)

7. 学生用ロッカーについて

在学中（2年次以降）、ロッカーとその鍵を貸与します。

医学類教育棟地下のロッカーを貸与しますので、各自責任をもって管理してください。

ロッカーの鍵を紛失した場合はすみやかに医学学務係に申し出てください。

卒業時に鍵を返却する際は、ロッカーの中と周辺（上含む）を清掃してください。

8. 自習室について

2年生：第二講義室，3年生：第四講義室，4年生：第三講義室，6年生：多目的室9～15，チュートリアル室1～5，医学部記念館自習室（学生自習室，学生演習室，若手研究室），医学類福利施設2階自習室が自習室として開放されています。

多目的室9～15，チュートリアル室1～5，医学部記念館自習室，医学類福利施設2階自習室は医学学務係にて申請の上，利用してください。利用可能時間は8：30～23：30までです。

他に使用する方の迷惑にならないよう，退室時にゴミを残したり私物を置いたままにしないようにしてください。

また，盗難のおそれがありますので，席を外す際には貴重品等は必ず持って行くようにしてください。盗難が発生した場合でも大学は一切の責任を負いかねます。

9. 課外活動について

(1) 団体結成

医薬保健学域医学類公認サークルに関する申合せ第2条に従って、手続きを行ってください。

医 学 類 会 議

平成30年7月4日決定

(課外活動団体結成届)

第2条 医薬保健学域医学類公認サークルは、公認申請時及び公認後は各年度の初めの医学類が定める期間内に、課外活動団体結成届を、学生団体構成員名簿、過年度の活動報告書及び決算報告書、飲酒による事故を防ぐための誓約書、自家用車運転誓約書（学生団体用）、その他定められた必要書類を添えて、医薬保健系事務部学生課学務係に提出しなければならない。なお、課外活動団体結成届の効力は1年間とする。

2 医薬保健学域医学類公認サークルは、医学類から、予算等の可能な範囲内において、部室、練習場、予算の援助等の支援を受けることができる。

3 医薬保健学域医学類公認サークルでなければ、課外活動団体に金沢大学医薬保健学域医学類が公認していると想起させ得るような呼称を付してはならない※³。

※3 例えば、金沢大学医学類〇〇部、医学類〇〇部、金沢大学医学部〇〇部という呼称は、公認サークルでなければ認められない。

4 医薬保健学域医学類公認サークルは、課外活動における事故等が発生した場合は、速やかに大学に報告する義務を負う。

そのため、医薬保健学域医学類公認サークルは緊急連絡体制を設け、部内に周知しなければならない。

なお、団体結成届は毎年5月に更新することになっており、更新の手続きをしない団体は解散したものとみなします。

(2) 講義室の使用

課外活動を行うために講義室の使用を認めていますが、使用したい場合は事前に医学学務係に所定の手続きで届け出て許可を受けなければなりません。

ただし、使用を許可した後、公務上必要が生じたときは使用場所、日時等の変更を求めることがあります。

なお、使用に当たっては、次の事項を厳守してください。

1) 使用できる時間は原則次のとおりです。

平 日 17時から20時まで

土・日曜日、祝日及び休日 9時から17時まで

2) 建物又は諸器具を棄損した場合は、弁償してください。

3) 使用後は整理整頓を行うとともに戸締りをした上で退室してください。

なお使用中秩序を乱した場合は退室を命じます。

(3) 課外活動共用施設の使用

課外活動共用施設は医学類長が認めた学生団体が課外活動のために使用する施設です。別に定める使用細則により、使用許可願を所定の期日までに提出し許可を受けてください。

なお、所定の期日までに提出しない団体は使用できません。

(4) 行事計画届

学生団体が行事を実施する場合は、行事計画書に参加者名簿を添付し顧問教員の承認を得て行事の1週間前までに医学学務係に届け出てください。

10. 医学類福利施設の使用について

医学類福利施設は宝町地区の教職員、学生の福利厚生施設です。医学類福利施設には、自習室のほか、金沢大学生生活協同組合が経営する食堂、売店があります。

11. 十全講堂、医学部記念館の使用について

学生団体が十全講堂及び医学部記念館を使用したいときは、顧問教員の承認を得た上、使用する1ヶ月前までに施設使用願を総務係に提出しなければなりません。

使用に当たっては、使用願に記載してある注意事項を厳守してください。

12. 禁煙について

医学類、金沢大学附属病院では、医師養成機関等として、快適な生活・教育研究環境の整備を自ら実践し、地域社会の健康増進に寄与するため、敷地内・全館の全面禁煙を実施しています。教職員と同様に、必ず守ってください。

13. 自動車通学の禁止について

自動車による通学は禁止しています。

特別な事情等（傷病等）止むを得ない場合は、医学学務係に申し出てください。

14. 医学類医王保護者の会について

医学類における学生の教育事業を支援するとともに、学生の課外活動等の援助を通して、学生生活を豊かにし、有為な人材の育成に寄与することを目的に、平成13年度に発足した後援会組織です。主な活動としましては、医師国家試験対策の支援、全国共用試験対策の支援、感染防止対策の支援、解剖実習用セットの支援、課外活動支援、医学図書の支援、優秀学生への顕彰、医学展への援助など学生に対する様々な支援事業を行っております。その他、年2回医学類の行事や学生の近況を掲載した「医王保護者の会だより」を発行したり、「医王保護者の会」Web サイトにて最新情報を発信しています。

本会は正会員（学生の父母又は保証人）、及び賛助会員により組織されております。

15. 十全同窓会について

医学類は、その前身校を含めて約16,000名の卒業生を送り出し、その全卒業生と教員及び本学において博士課程・修士課程の学位を授与された方を会員として十全同窓会を組織しています。

現在約7,150名の会員が会員相互の親睦と医学類発展のために活動し隆盛の一途にあります。

同窓会の大きな事業として十全講堂、記念館の建設、医学部百年史、医学部百年史以後の刊行をしました。その他、支部活動、会員名簿、会報の発行、Web サイトの管理をしています。在学生に対しては高柳奨学金、課外活動（医学展・西医体他）、医学類整備の補助を行っています。また、2012年に創立150周年を迎え、医学部創立150周年記念誌の編纂並びに宝町キャンパス整備を含む記念事業等、

本会が全面的にバックアップしています。又全国で活躍されている先輩諸氏による支部活動も活発に行われ卒業後に必要なネットワークが構築されています。

本会は、医学類入学生を準会員として、卒業と同時に正会員として諸君を迎えることになっておりますので、全員が必ず入会手続きを行ってください。

十全同窓会事務局

〒920-8640 金沢市宝町13-1 金沢大学医学類内

TEL 076-265-2132 FAX 076-234-4208 E-mail:juzen@med.kanazawa-u.ac.jp

URL <http://juzen-ob.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

16. しらゆり会について

しらゆり会とは

会員相互の親睦と健康の増進をはかり、あわせて医学教育に対する理解を深め、会員死亡後は、大学の正常解剖体(学生の解剖学実習体)として、遺体を提供することによって、医学の発達に貢献することを目的としている篤志家の会です。

入会の条件・家族の同意

国籍を問わず成年男女ならばだれでも入会できます。生前、献体登録をしていますが、死後、実際にその遺志を実行できるのは、家族(遺族)であって入会者本人ではないので、入会には入会者の法定財産相続権者すべての同意を得ることが必要です。

献眼、献腎との関係

献体しようとする人には全身をくまなく役立てたいと考える人が多いのですが、角膜提供と重なるときは、一側提眼一側献体で両立しますが、献腎については、献体との両立が難しいので、ご遺族の判断にて、献腎か献体を決めていただきます。

献体の引取りと葬儀や遺骨について

会員死亡の際は、遺族が大学へ連絡することになります。通夜・告別式など、通常の葬儀を行っていただき、寝台自動車で遺体を引取ります。遺骨を遺族にお返しするまで通常3～4年ほど待つてもらうことになり、毎年6月第3土曜日に遺骨返還式を行い遺族に返還されることになります。

広報について

会誌「しらゆり金沢」をはじめ広報印刷物を各種用意しています。それらの請求及び献体に関する照会は、金沢大学しらゆり会事務局医学類F棟(B1F)076-265-2495又は、医薬保健系事務部総務課総務係076-265-2100までご連絡ください。

17. 海外渡航について

海外渡航の際（私事の旅行や留学生の一時帰国を含む）は、渡航中の安全確認のため、必ず下記の Web サイトを確認の上、以下の(1)～(5)の手続を行ってください。

(1) 事前研修（危機管理オリエンテーション受講、各種情報収集、必要な予防接種等）

下記 Web サイト掲載の動画・資料などを活用して事前学習を十分に行う。

※「緊急連絡先（渡航時携帯用）」に必要事項を記入して渡航時に携帯する。

※各種海外渡航登録（外務省「たびレジ」等）も渡航前に各自で手続きを済ませる。

(2) 「海外渡航届」等の提出

下記 Web サイトを参照し、「海外渡航届」を提出する（出発 4 週間前まで）。

金沢大学公式派遣プログラムに参加する場合は、「参加誓約書」及び「健康状態に関する自己申告書」も提出する。

(3) 海外旅行保険、危機管理サービスへの加入

緊急時の迅速な対応のため、下記 Web サイトを参照し、渡航目的が教育・研究活動の一環とみなされる場合は原則、本学指定の海外旅行保険「学研災付帯海学」及び本学指定の「危機管理サービス」の両方に加入する。

(4) 渡航中の連絡

渡航中は、定期的に家族や本学プログラム責任者等に連絡や報告を行う。

(5) 「帰国届」を提出

下記 Web サイトを参照し、「帰国届」を提出する（帰国後 1 週間以内）。

金沢大学 Web サイト

国際交流・留学→海外へ留学したい→危機管理・保険

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/global-network>

附属図書館医学図書館

附属図書館医学図書館

1. 開館時間

平日(月～金曜)	8時30分～22時
土曜	10時～16時(17時)※

※閉館時間は月によって異なります。

学生の休業期間中は短縮開館になる日があります。医学図書館Webサイトにある開館カレンダーで確認してください。

2. 休館日

- 1) 日曜日、国民の祝日(ただし、定期試験期間は除く)
- 2) 12月28日～1月3日、夏季一斉休業日(お盆前後の3日間)

その他必要のある場合は、臨時に開館・閉館することがあります。

図書館Webサイト(URL: <https://library.kanazawa-u.ac.jp/>)で確認してください。



図書館
Web サイト

3. サービスカウンター

図書館資料の貸出・返却の際は、サービスカウンターで所定の手続きを受けてください。(自動貸出返却装置でも可能) 資料の所蔵状況や探し方など各種質問も受け付けています。

4. 利用できる資料

主に医学系図書、参考図書(辞書など)、視聴覚資料、雑誌が配架されています。図書は、請求記号順、雑誌は、ABC順に配架されています。

・配架場所は次のとおりです。

- | | |
|-----------|---|
| 1階(閲覧エリア) | 医学系図書、新着の購読雑誌、参考図書(辞書など)、
視聴覚資料(DVD) |
| 3階(書庫) | 利用頻度の低い図書、雑誌 |
| 4階(書庫) | 雑誌 |

5. 蔵書検索

医学図書館の蔵書を含む本学で所蔵する図書・雑誌は、以下のWebサイトから検索できます。

URL: <https://www1.lib.kanazawa-u.ac.jp/> (蔵書検索 OPAC plus)



蔵書検索
OPAC plus

6. 貸出・返却手続き

図書館資料を借りる時は、学生証が「図書館利用券」となりますので必ずご持参ください。

区分	一般図書	製本雑誌	未製本雑誌	基本書・参考図書	視聴覚資料
冊数	5点	6点	3点	—	2点
期間	2週間※	1週間	翌日返却	館内利用のみ	1週間※

※延長1回まで。(延滞罰則中の利用者、雑誌、予約のある図書は延長不可)

図書館Webサイトの「オンラインサービス」で更新できます。

※延滞罰則: 返却が遅れると遅れた日数分だけ貸出停止となります。全館(室)で貸出不可となりますので注意してください。

- 1) 開架図書の貸出・返却手続き

自動貸出返却装置、または、サービスカウンターで貸出・返却手続きをしてください。

2) 未製本雑誌の貸出・返却手続き

書架から資料を直接取り出し、サービスカウンターで「借覧証」に必要事項を記入のうえ、学生証と共に図書館職員に提出して借りてください。返却は、翌日までに直接サービスカウンターにお返しください。

3) 図書の予約

利用したい図書館資料が「貸出中」のときは、蔵書検索 OPAC plus の検索結果画面から予約の申し込みをしてください。

7. 資料の取り寄せについて

宝町キャンパス内に所蔵していない文献資料については、学内外の所蔵機関から取り寄せることができます。本の取り寄せには郵送料が、コピー依頼には複写料+郵送料がかかります。図書館Web サイトの「オンラインサービス」にあるメニュー「ILL文献複写・図書借用申込」から申し込んでください。

※学内からの取り寄せの場合は、郵送料はかかりません。

8. 館内資料の複写

セルフサービスのコイン式とプリペイドカード式（カードは金大生協にて販売）のコピー機があります。著作権法を遵守のうえご利用ください。（複写料金：モノクロ1枚10円、カラー1枚50円）

9. 館内施設の利用

1) 研究個室（1階）及びグループスタジオ（2階）の利用

事前に図書館 Web サイトの「オンラインサービス」から予約してください。部屋の鍵は、利用する直前にサービスカウンターでお受け取りください。

2) ブックラウンジ（1階）及び十全記念スタジオ（2階）のイベントや展示での利用

事前に医学図書館職員にお問い合わせください。

3) パソコンの利用

2階のオープンスタジオに「PCコーナー」があります。利用するには、「KAINS ID」が必要です。パソコンからの印刷は、Cloud On-Demand Print を利用してください。印刷には事前に金大生協で、プリペイドカードを購入してください。（印刷料金：モノクロ1枚10円、カラー1枚50円）

4) 持ち込みパソコンによるインターネットの利用

館内全域で無線 LAN「KAINS-WiFi」が利用できます。

5) 視聴覚資料（DVD）の館内視聴

1階の視聴覚資料用書架の近くに AV ブースがありますのでご利用ください。

10. その他

1) 飲食ルール

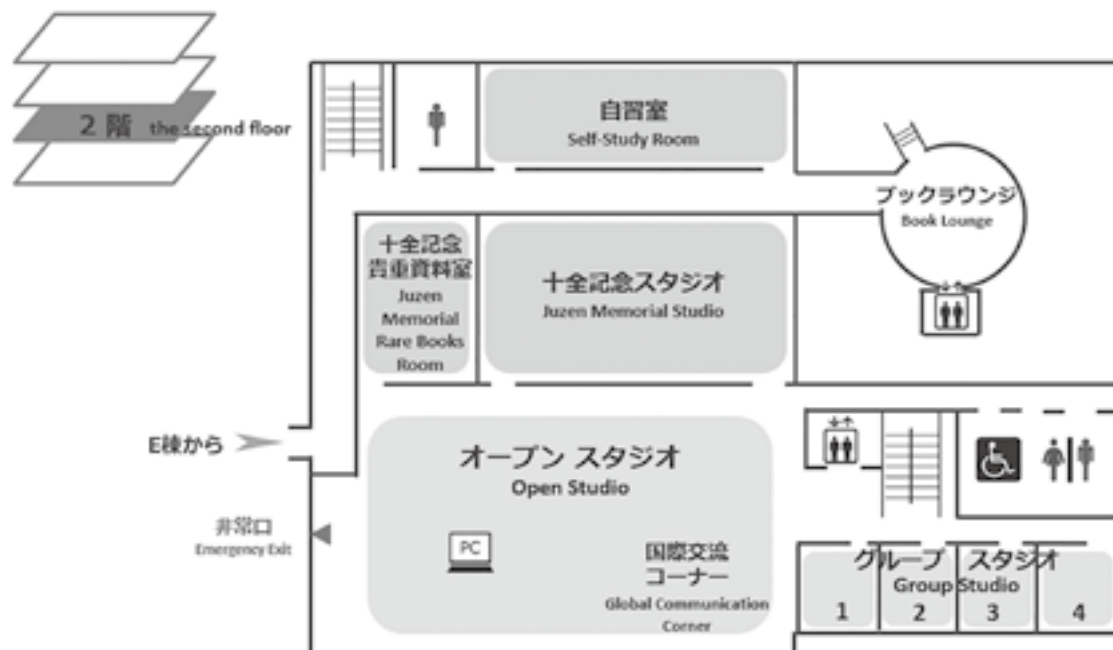
- ・館内では、食事はできません。ただし、ブックラウンジのみ、軽食は可能です。
- ・飲み物は、ペットボトルなど蓋の閉まる容器に限り、持ち込み可能です。

2) 注意事項

- ・席を外す際には貴重品等は必ず持って行くようにしてください。盗難が発生した場合でも医学図書館は一切の責任を負いかねます。
- ・館内では携帯電話の通話は禁止です。携帯電話専用ブースが2階のオープンスタジオ奥にありますのでご利用ください。
- ・館内は、喫煙禁止です。

医学図書館フロアマップ

平面図【2階】



平面図【1階】



金沢大学附属図書館利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、金沢大学附属図書館規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、金沢大学附属図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用することのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 金沢大学（以下「本学」という。）の学生
- (2) 本学の職員
- (3) 前2号に準ずる者
- (4) 本学の名誉教授

2 次に掲げる者は、申し出により図書館を利用することができる。

- (1) 本学の元職員及び卒業生
- (2) 一般利用者

(利用券の交付)

第3条 附属図書館長又は分館長（以下「館長」という。）は、前条に規定する者で資料の貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）に対し、金沢大学附属図書館利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。ただし、前条第1項第1号及び第2号に規定する者にあつては、学生証又は職員証をもって利用券とする。

2 前条第2項の利用者で、附属図書館長が共通使用を認めた、金沢市図書館又は金沢美術工芸大学附属図書館が交付した図書館カードを所有する者にあつては、次項の申請を経て、当該図書館カードをもって利用券とすることができる。ただし、図書館が交付する利用券と併用できない。

3 前条第1項第3号、第4号及び第2項の利用者で、利用券の交付を受けようとする者又は前項に規定する図書館カードを利用券としようとする者は、図書館利用申請書に必要事項を記入の上、身分証明書又はこれに代わるものを提示して、申請を行うものとする。

(利用券の取扱)

第4条 利用券の交付を受けた者は、利用券を他人に転貸してはならない。転貸によって生じた事故の責めは、本人が負わなければならない。

2 利用券を紛失した者は、利用券紛失届により、速やかにその旨を届け出なければならない。

3 利用資格を失った者は、速やかに利用券を返却しなければならない。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

曜 日	中央図書館	医学系分館	自然科学系図書館
月曜日から金曜日まで (国民の祝日は除く)	午前8時45分から午後10時 (春季、夏季及び冬季の休業期間中は、午後5時)まで	午前8時30分から午後10時 (冬季休業期間中は、午前9時から午後5時)まで	午前8時45分から午後10時 (春季、夏季及び冬季の休業期間中は、午後5時)まで
土曜日	午前9時から午後5時まで	午前10時から午後4時まで	午前10時から午後5時まで
日曜日	午前9時から午後5時まで		

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (3) 本学が別に定める夏季一斉休業日

2 前項に定めるもののほか、医学系分館及び自然科学系図書館は、日曜日を休館日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長は必要と認めたときは、臨時に休館日又は開館日を定めることができる。

(館内閲覧)

第7条 規程第3条に掲げる図書館資料（以下「資料」という。）のうち、図書館に備え付けてある資料を閲覧しようとする者は、所定の手続きを経て、所定の場所で閲覧し、閉館時間までに所定の場所に戻さなければならない。

2 館長は、閲覧室が非常に混雑している場合等、本学の教育、研究及び学習に支障をきたすおそれがある場合においては、資料の閲覧利用を制限することができる。

(書庫内閲覧)

第8条 利用者は、中央図書館書庫内の資料を閲覧しようとするときは、利用券又は身分証明書等を提出の上、入庫票を身に付け、手荷物をロッカーに入れてから入庫するものとする。

2 書庫内で閲覧できる時間は、閉館時間の30分前までとする。

(自動化書庫内資料の利用)

第9条 利用者は、自然科学系図書館自動化書庫内の資料を利用しようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

2 自動化書庫内資料の利用申込みのできる時間は、閉館時間の30分前までとする。

(貴重資料・準貴重資料の閲覧)

第10条 貴重資料・準貴重資料の閲覧及び複写に関し必要な事項は、金沢大学附属図書館貴重資料・準貴重資料利用内規の定めるところによる。

(マイクロ資料の閲覧)

第11条 利用者は、マイクロ資料を閲覧しようとするときは、マイクロ資料室利用申込書により申し込むものとする。

2 マイクロ資料室の利用時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

(閲覧の制限)

第12条 次に掲げる場合においては資料の閲覧を制限することができる。

- (1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合（当該情報が記録されている部分に限る。）
- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合（当該期間が経過するまでの間に限る。）
- (3) 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(一般貸出)

第13条 資料の貸出しを受けようとする者は、当該資料に利用券を添えて所定の手続きを経なければならない。

2 資料の貸出しを受けた者は、貸出しを受けた資料を他人に転貸してはならない。

3 資料の貸出しを受けた者は、貸出期間を過ぎた資料がある場合は、全てを返却するまで資料の貸出しを受けることができない。

(一般貸出の対象者)

第14条 一般貸出の対象者は次の各号に掲げる者とする。

- 1 本学の学生
- (2) 本学の職員
- (3) 前2号に準ずる者
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 金沢大学附属図書館基金への寄附者のうち、寄附者用利用券の交付を受けた者
- (6) 本学の元職員及び卒業生
- (7) 北陸3県内に在住している者、又は石川県内の事業所に通勤する者及び学校に通学する者
- (8) その他館長が許可した者

(一般貸出の冊数及び期間等)

第15条 図書館の貸出冊数及び期間等は、次のとおりとする。

対 象 者	資料区分	中央図書館及び自然科学系図書館		医学系分館
前条第1号から第4号に規定する利用者	図書	10点まで	3週間以内	5点まで、2週間以内
	雑誌		3日以内	6点まで、1週間以内
	視聴覚資料		3週間以内	2点まで、1週間以内
同第5号に規定する利用者	図書	10点まで	3週間以内	5点まで、2週間以内
	雑誌		3日以内	
	視聴覚資料		3週間以内	
同第6号から第8号に規定する利用者	図書	5点まで	3週間以内	5点まで、2週間以内
	雑誌		3日以内	
	視聴覚資料		3週間以内	

2 一般貸出の資料は、他に利用を希望する者がいない場合に限り、前項の貸出期間と同一の期間を限度として、中央図書館及び自然科学系図書館では2回、医学系分館では1回更新することができる。ただし、雑誌は、貸出期間を更新することができない。

3 前項の規定による貸出期間は、更新を申し込んだ日の翌日から起算する。

(一般貸出の特例)

第16条 前条第1項の規定にかかわらず、第14条第1号から第4号までに規定する利用者の春季、夏季及び冬季の各休業期間中の一般貸出による貸出期間は、その都度定めるものとする。

(一般貸出の予約)

第17条 利用者は、一般貸出を希望する資料が既に貸し出されている場合、所定の手続きを行い当該資料の一般貸出を予約することができる。

(禁帯出の資料)

第18条 一般貸出から除外する資料は、次のとおりとする。

- (1) 参考図書
- (2) 貴重資料・準貴重資料
- (3) 新着の雑誌（次号が未発行であり、かつ発行後3ヶ月を経過していないもの）
- (4) 貸出しを行わないことを条件に購入、寄贈又は寄託により受入れた資料
- (5) 図書館の業務上必要な資料
- (6) その他館長が指定した資料

2 前項に定めるもののほか、医学系分館の次の資料は第14条第5号から第8号までに規定する利用者の一般貸出から除外する。

- (1) 雑誌
- (2) 視聴覚資料
- (一般貸出の停止)

第19条 一般貸出の貸出期間内に返却しない者については、当該資料が返却されるまでの期間及び当該資料が返却された日から30日を限度として、延滞日数と同一の日数の期間、一般貸出を停止する。
(返 却)

第20条 利用者は、貸出しを受けた資料を貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 利用者は、利用資格を失ったときには、貸出しを受けた資料を直ちに返却しなければならない。
- 3 館長が特に必要と認めたときは、貸出期間中であっても資料の点検又は返却を求めることがある。
(研究用貸出)

第21条 本学の部局、コース、専攻等（以下「研究室等」という。）又は教員は、教育・研究上次の各号の資料を常時必要とするときは、所定の手続きを経て、貸出しを受けることができる。

- (1) 研究室等又は教員が選定し、購入した資料
- (2) 研究室等又は教員を通じて図書館に寄贈された資料
- (3) 館長が特別の事情があると認めた資料

2 研究室等又は教員は、次の各号のいずれかに該当する場合、前項により貸出しを受けた資料を返却しなければならない。

- (1) 研究室等が統合又は廃止されたとき
- (2) 教員が転任又は退職したとき

(研究用借受資料の取扱責任者)

第22条 前条により資料の貸出しを受けようとする研究室等は、借受資料の取扱責任者を定めた上で手続きを行わなければならない。

(研究用借受資料の閲覧)

第23条 第21条第1項により資料の貸出しを受けた研究室等の取扱責任者又は教員は、他に当該借受資料の閲覧を希望する者があるときは、支障のない範囲内で便宜を与えなければならない。

(施設及び設備の利用)

第24条 第2条第1項に規定する利用者は、所定の手続きを経て、図書館の施設又は設備を利用することができる。

(参考調査の依頼)

第25条 利用者は、学習、教育又は研究上必要とする学術情報又は関係資料等について、次の各号に定める参考調査を図書館に依頼することができる。

- (1) 文献の所在調査
- (2) 文献の書誌的事項に関する調査
- (3) 特定主題に関する事項調査
- (4) その他学術情報に関する調査

(文献の複写及び撮影)

第26条 利用者は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、資料の複写又は撮影を図書館に依頼することができる。

- 2 前項の複写又は撮影に関し必要な事項は、金沢大学附属図書館文献複写規程及び金沢大学附属図書館貴重資料・準貴重資料利用内規に定めるところによる。

(相互協力)

第27条 第2条第1項に規定する利用者は、学習、教育又は研究の用に供する場合に限り、所定の手続きを経て、他大学等の図書館の利用又はそれらの図書館の資料の利用の斡旋を図書館に依頼することができる。

2 利用者は、他大学等の図書館（以下「貸出館」という）から借り受けた資料（デジタル化送信資料を含む。）について、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用者は、貸出館の定める貸出の条件に従わなくてはならない。

(2) 利用者は、国立国会図書館が複写可能と指定した資料（デジタル化送信資料を含む。）の複写を希望する場合は、係員に複写物の作成を求めなければならない。

(3) 利用者は、借り受けた資料を指定された期限までに必ず返却しなければならない。また、貸出館から要求があれば期限前であっても直ちに返却しなければならない。

(4) 利用者は、資料の利用に要した経費を負担しなければならない。

3 館長は、本学以外の研究・教育機関等から、図書館及び資料の利用並びに参考調査についての依頼があった場合には、これに応ずることができる。

(遵守事項)

第28条 利用者は、図書館内においては、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 資料、機器又は施設を汚損、き損しないこと。

(2) 施設の利用にあたり、許可された目的以外の用途に使用しないこと。

(3) 掲示又は張り紙をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

2 利用者は、図書館に関する規程、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び金沢大学情報セキュリティに関する規程等を遵守しなければならない。

(弁償責任)

第29条 利用者は、資料、機器又は設備を紛失し、汚損し、又はき損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の者に対して弁償を求めることができるものとする。

(罰則)

第30条 館長は、図書館に関する規程等又は係員の指示に従わない者に対し、図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

(目録等の備付け)

第31条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室に備え付けるものとする。

(個人情報の漏えい防止)

第32条 図書館資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。)については、国立大学法人金沢大学個人情報管理規程の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑 則)

第33条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

医 学 類 概 要

1. 金沢大学医薬保健学域医学類沿革

医学類の前身は、遠く旧加賀藩時代の文久2年(1862)3月から開所した彦三種痘所にその源を発し、慶応3年(1867)の養生所、明治3年(1870)の医学館、明治12年(1879)金沢医学校、明治17年文部省指定石川県甲種医学校、明治20年第四高等学校医学部、明治27年第四高等学校医学部、明治34年金沢医学専門学校、大正12年金沢医科大学と幾多の変遷を重ね、昭和24年金沢大学の創設により医学部となり、平成20年4月には学域再編により医薬保健学域医学類となった。なお、昭和30年7月大学院医学研究科(博士課程)が設置された。以下その概略は次のとおりである。

文久2年(1862)	3月	加賀藩は金沢彦三八番丁に種痘所を設けた。
慶応3年(1867)	6月	前田慶寧藩主、卯辰山に養生所を設けた。 (薬圃を付設する)
明治3年(1870)	2月	金沢市大手町に藩立の金沢医学館が設置され、卯辰山養生所の医学生を移し、授業を開始した。(医学館・病院開設)
明治8年(1875)	8月	金沢医学館は県立となり石川県金沢病院と改称した。
明治9年(1876)	8月	病院を分離し、医育部は医学所に、医療部は金沢病院と改称した。
明治12年(1879)	11月	医学所に福井、富山の両医学所を合併し金沢医学校と改称した。
明治17年(1884)	1月	金沢医学校は医学校通則に基づき、甲種医学校に昇格した。
明治18年(1885)	1月	内科・外科の他に眼科・産婦人科を置き、石川県甲種医学校は4大学科を整備するに至る。
明治20年(1887)	8月	第四高等学校医学部を金沢に設置した。
明治21年(1888)	1月	石川県甲種医学校を廃止した。
明治27年(1894)	4月	高等学校令の公布により、第四高等学校医学部を第四高等学校医学部と改称した。
明治34年(1901)	4月	第四高等学校医学部が分立し、金沢医学専門学校となった。
大正12年(1923)	4月	勅令により官立医科大学官制が改正され、金沢医科大学となり、附属医学専門部及び附属薬学専門部を置いた。
昭和14年(1939)	5月	勅令により臨時附属医学専門部が設置され6月から授業を開始した。
昭和17年(1942)	3月	結核研究所が設置された。
昭和24年(1949)	5月	国立学校設置法(法律第150号)の公布により金沢大学医学部となった。同時に以前の勅令によって設置された金沢医科大学、金沢医科大学臨時附属医学専門部を包括し、附属病院、附属看護婦養成施設を置いた。
"	5月	石坂伸吉教授が金沢大学医学部長兼金沢大学金沢医科大学長兼同大学臨時附属医学専門部長になった。
"	7月	理学的診療医学を放射線医学に改称した。
昭和25年(1950)	4月	公衆衛生学を新設した。
昭和26年(1951)	3月	金沢医科大学附属薬学専門部を廃止した。
昭和27年(1952)	3月	国立学校設置法の一部改正により、金沢医科大学附属医学専門部を廃止した。
昭和28年(1953)	8月	解剖学第三・整形外科学を新設した。
昭和29年(1954)	4月	谷友次教授が医学部長及び金沢医科大学長になった。
"	12月	生理学第二を新設した。
昭和30年(1955)	4月	金沢大学医学部進学課程を設置した。

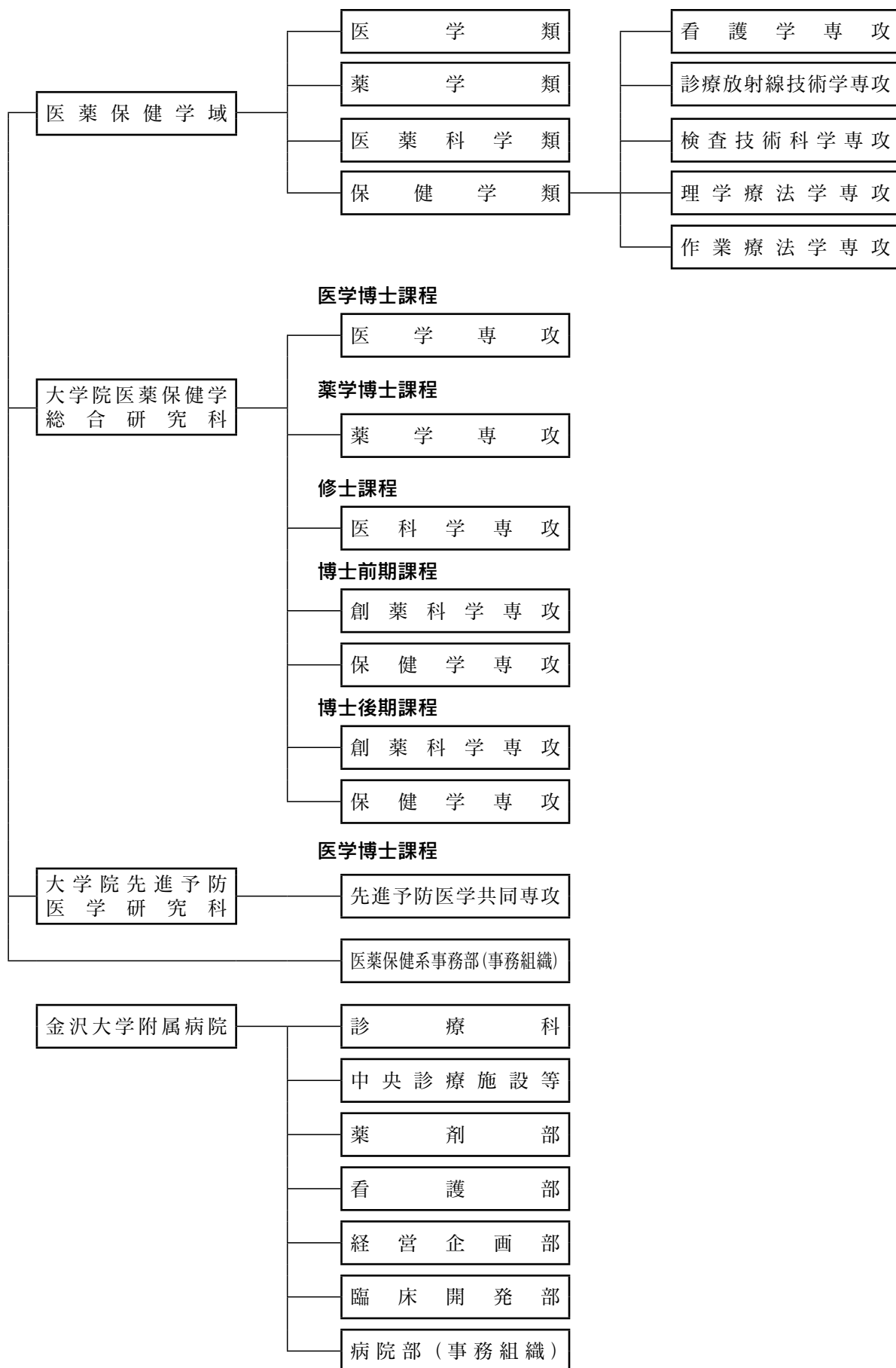
昭和30年(1955)	6月	皮膚泌尿器科学を皮膚科学と泌尿器科学に分離した。
"	7月	国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令(政令第106号、S30.4.1適用)により医学研究科を置いた。
昭和31年(1956)	4月	医動物学を設置した。泉仙助教授が医学部長及び金沢医科大学長になった。
昭和33年(1958)	3月	医学部附属助産婦学校を設置した。
"	4月	大谷佐重郎教授が医学部長及び金沢医科大学長になった。
昭和35年(1960)	3月	法律第16号(S35.4.1施行)により本学に包括の「金沢医科大学」を廃止した。
"	4月	岡本肇教授が医学部長になった。
"	5月	精神神経科学を神経精神医学に改称した。
昭和36年(1961)	4月	医学部附属がん研究施設を設置した。
昭和38年(1963)	4月	倉知興志教授が医学部長になった。
"	4月	岐阜県上宝村に高原温泉研究所を開設した。
"	4月	医化学を生化学第一と第二に分離した。
"	7月	記念講堂(十全講堂と命名)が竣工した。
"	8月	現在地において新校舎が竣工した。
昭和39年(1964)	2月	国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令が制定され医学部は1学科28講座になった。
昭和40年(1965)	4月	麻醉学を新設した。
昭和41年(1966)	4月	脳神経外科学を新設した。
"	11月	医学部実験研究棟5,863㎡、解剖棟949㎡が竣工した。
昭和42年(1967)	4月	井上剛教授が医学部長になった。
"	6月	医学部附属神経情報研究施設(神経情報伝達部門)を設置した。
"	6月	金沢大学がん研究所発足に伴い、医学部附属がん研究施設を廃止した。
昭和43年(1968)	4月	内科学第三を新設した。
"	12月	医学部校舎第2期工事6,045㎡が竣工した。
昭和44年(1969)	4月	石崎有信教授が医学部長になった。
"	11月	医学図書館が竣工した。
昭和46年(1971)	3月	臨床講義棟563㎡の新築工事が竣工した。
"	4月	豊田文一教授が医学部長になった。
昭和47年(1972)	5月	核医学を新設した。
昭和48年(1973)	3月	医療技術短期大学部の設置に伴い、医学部附属衛生検査技師学校を廃止した。
"	4月	高瀬武平教授が医学部長になった。
昭和49年(1974)	3月	医療技術短期大学部の設置に伴い、医学部附属看護学校及び診療放射線技師学校を廃止した。
昭和50年(1975)	7月	高原温泉研究所を廃止した。
昭和51年(1976)	4月	梶川欽一郎教授が医学部長になった。
"	5月	附属神経情報研究施設に神経物性研究部門を設置した。
"	5月	附属動物実験施設を設置した。
"	5月	医動物学を寄生虫学に改称した。
昭和52年(1977)	4月	医療技術短期大学部に専攻科助産婦学特別専攻が設置されたことに伴い医学部附属助産婦学校を廃止した。
昭和53年(1978)	7月	附属動物実験施設棟4,238㎡の新築工事が竣工した。

昭和55年(1980)	4月	本陣良平教授が医学部長になった。
昭和57年(1982)	4月	歯科口腔外科学を新設した。
昭和59年(1984)	4月	西田尚紀教授が医学部長になった。
昭和60年(1985)	3月	宝町地区課外活動共同施設棟651㎡の新築工事が竣工した。
昭和61年(1986)	4月	山本信二郎教授が医学部長になった。
"	4月	臨床検査医学を新設した。
昭和63年(1988)	4月	正印達教授が医学部長になった。
平成2年(1990)	1月	岡田晃教授が医学部長になった。
"	6月	麻酔学を麻酔・蘇生学に改称した。
平成3年(1991)	4月	神経内科学を新設した。
平成4年(1992)	1月	竹田亮祐教授が医学部長になった。
平成6年(1994)	1月	山本長三郎教授が医学部長になった。
平成7年(1995)	10月	医療技術短期大学部を改組し、保健学科を設置した。
平成8年(1996)	1月	松田保教授が医学部長になった。
"	5月	医学科に国際医療保健学及び国際環境保健学を新設した。
"	8月	中西功夫教授が医学部長になった。
平成10年(1998)	4月	附属神経情報研究施設を改組し、医学研究科に分子情報医学系専攻(独立)を設置した。
"	8月	中村信一教授が医学部長になった。
平成12年(2000)	4月	救急医学を新設した。 医学研究科に保健学専攻修士課程を設置し、医学研究科は医学系研究科となった。
平成12年(2000)	8月	馬淵宏教授が医学部長になった。
平成13年(2001)	4月	大学院専攻の整備(大学院講座の設置)を行った。
平成14年(2002)	3月	医学系研究科に寄附講座「補完代替医療学講座」を新設した。(平成19年2月28日まで)
"	4月	医学系研究科に保健学専攻博士後期課程(後期3年)を設置し、従前の修士課程は博士前期課程となった。
"	8月	福田龍二教授が医学部長になった。
平成15年(2003)	4月	附属動物実験施設が学際科学実験センター(全学施設)に改組された。
"	9月	医学系研究科に寄附講座「生活習慣病講座(石川県)」を新設した。 (平成17年(2005)3月まで)
平成16年(2004)	4月	国立大学の法人化により、金沢大学は国立大学法人金沢大学となった。
"	8月	山本博教授が医学系研究科長に、古川仨教授が医学部長になった。
平成17年(2005)	4月	医学系研究科に医科学専攻修士課程を設置した。
"	4月	医学系研究科保健学専攻の整備(大学院講座の設置)を行った。
"	4月	医学系研究科に寄附講座「脂質研究講座」を新設した。 (平成26年3月31日まで)
"	6月	金沢大学(宝町)総合研究棟改修工事施設整備等事業が始まった。 (平成31年3月31日まで)
"	10月	医学系研究科に寄附講座「地域医療学講座(石川県)」を新設した。 (平成19年9月30日まで)

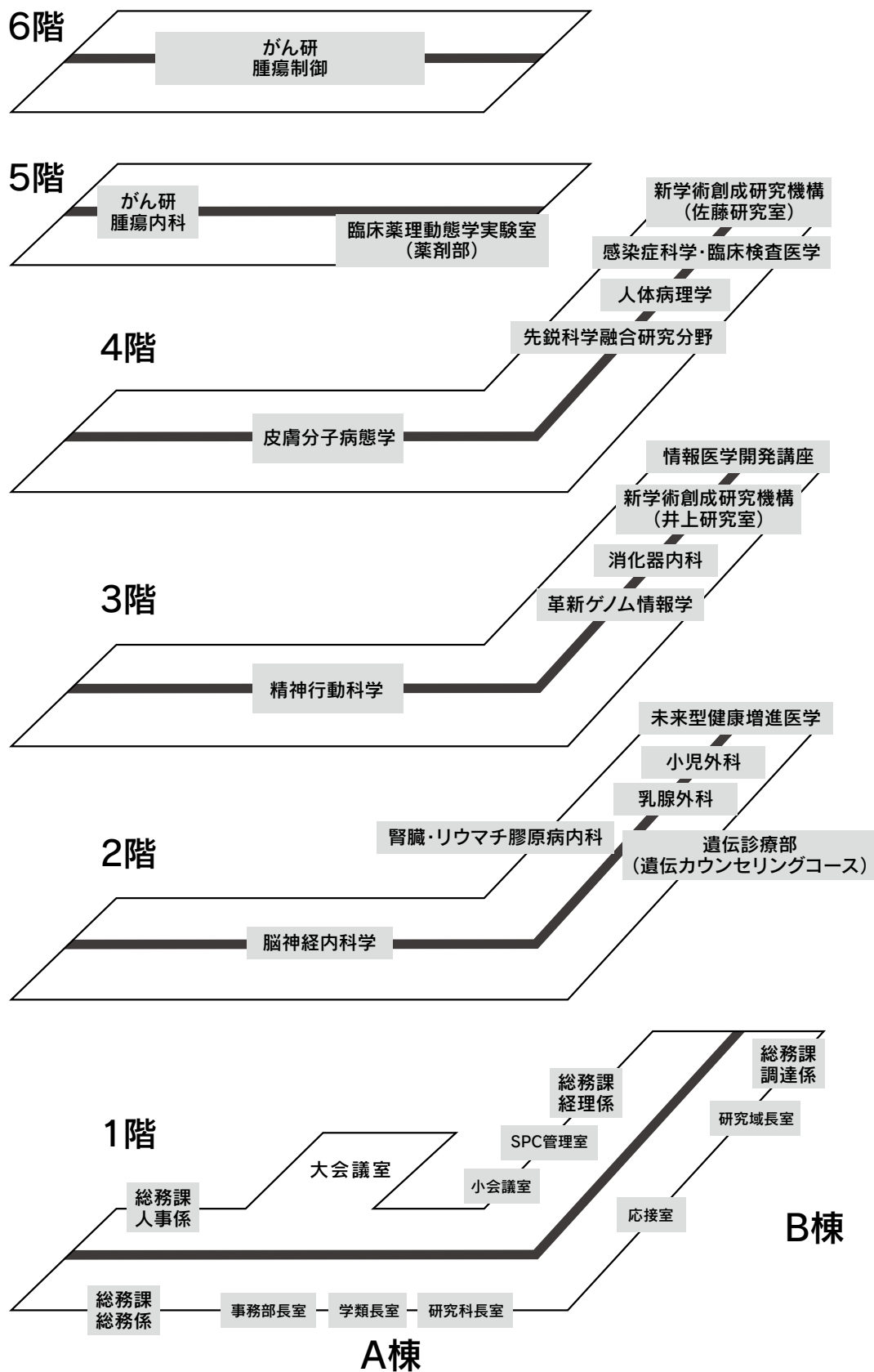
平成18年(2006)	3月	新・解剖棟(1,273㎡)が竣工した。十全講堂の改修工事が完了した。 旧グラウンドに仮設立体駐車場(400台収容)が竣工した。
"	4月	中沼安二教授が医学系研究科長に、金子周一教授が医学部長になった。
"	12月	医学系研究科に寄附講座「地域連携腫瘍内科学講座」を新設した。 (平成23年11月30日まで)
平成19年(2007)	3月	医学系研究科に寄附講座「臨床研究開発補完代替医療学講座」を新設した。 (2020年3月31日まで)
"	11月	金沢大学(宝町)総合研究棟改修工事施設整備等事業の建物等改修工事が終了した。
平成20年(2008)	4月	医学部は薬学部と統合し医薬保健学域に、医学科は医学類に変更となった。 山本博教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)、中沼安二教授が医学系研究科長及び医学系長に、金子周一教授が医学類長(兼医学部長)になった。
平成21年(2009)	4月	医学系研究科に寄附講座「周生期医療専門医養成講座」を新設した。 (平成26年3月31日まで)
"	8月	医学系研究科に寄附講座「地域医療教育学講座」を新設した。 (寄附者：石川県)(平成24年3月31日まで)
"	8月	医学系に「医学教育研究センター」を新設した。
"	10月	医学系研究科に寄附講座「先進運動器医療創成講座」を新設した。 (2023年9月30日まで)
平成22年(2010)	4月	松井修教授が医学系研究科長及び医学系長に、井関尚一教授が医学類長(兼医学部長)になった。
"	4月	医学系研究科に創薬科学専攻博士前期課程を設置した。
"	8月	医学系研究科に寄附講座「地域医療がん内科学・糖尿病学講座」、「地域医療循環・栄養・代謝学講座」、「地域医療心肺・総合外科学講座」、「地域医療がん外科学講座」、「地域医療救急・整形外科学講座」を新設した。 (平成26年3月31日まで)
平成23年(2011)	12月	医学系研究科に寄附講座「地域呼吸器症候学講座」を新設した。 (2029年11月30日まで)
平成24年(2012)	2月	総合研究棟(1期)が竣工した。
平成24年(2012)	4月	医学系研究科は医薬保健学総合研究科に改組し、薬学専攻博士課程及び創薬科学専攻博士後期課程を設置した。
"	4月	井関尚一教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)に、山本博教授が医薬保健学総合研究科長(兼医学系研究科長)及び医学系長に、山本健教授が医学類長(兼医学部長)になった。
平成25年(2013)	3月	医学図書館の改修工事が竣工した。
	4月	医薬保健学総合研究科に寄附講座「先進画像医学研究教育講座」を新設した。 (平成28年3月31日まで)
平成26年(2014)	4月	金子周一教授が医薬保健学総合研究科長(兼医学系研究科長)及び医学系長に、多久和陽教授が医学類長(兼医学部長)になった。
"	4月	医薬保健学総合研究科に寄附講座「幹細胞代謝学講座」、「先進的地域医療研究講座」を設置した。 (幹細胞代謝学講座：平成29年3月31日まで。先進的地域医療研究講座：平成31年3月31日まで)

平成27年(2015)	4月	医学部記念館の改修工事が終了した。
平成28年(2016)	2月	十全講堂の改修工事が終了した。
平成28年(2016)	4月	脳医科学専攻, がん医科学専攻, 循環医科学専攻, 環境医科学専攻は医学専攻に改組した。
"	4月	先進予防医学研究科を設置した。
"	4月	金子周一教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)に, 堀修教授が医薬保健学総合研究科長(兼医学系研究科長)に, 多久和陽教授が医学系長及び医学類長(兼医学部長)になった。
"	4月	医学博士課程に大学院先進予防医学研究科先進医学共同専攻を設置した。中村裕之教授が先進予防医学研究科長になった。
"	4月	医薬保健学総合研究科に寄附講座「未病長寿医学講座」を設置した。 (2022年3月31日まで)
平成29年(2017)	4月	先進予防医学研究科に寄附講座「システム代謝学講座」を設置した。 (2020年3月31日まで)
平成30年(2018)	4月	中村裕之教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)に, 堀修教授が医薬保健学総合研究科長(兼医学系研究科長)に, 和田隆志教授が医学系長及び医学類長になった。
"	4月	市村宏教授が先進予防医学研究科長になった。
"	10月	医薬保健学総合研究科に寄附講座「地域未来医療整形外科学講座」を設置した。 (2025年9月30日まで)
平成31年(2019)	4月	先進予防医学研究科に寄附講座「機能画像人工知能学講座」(2024年3月31日まで), 医薬保健学総合研究科に寄附講座「認知症先制医学講座」を設置した。 (2024年3月31日まで)
令和元年(2019)	11月	医薬保健学総合研究科に共同研究講座「消化器がん精密医療学共同研究講座」を新設した。 (2022年10月30日まで)
令和2年(2020)	4月	田嶋敦教授が先進予防医学研究科長に, 杉山和久教授が医学系長及び医学類長になった。 医薬保健学総合研究科に共同研究講座「社会薬物学共同研究講座」を新設した。 (2023年3月31日まで)
令和2年(2020)	7月	医薬保健学総合研究科に寄附講座「包括的IgG4関連免疫学講座」, 「地域連携呼吸器内科学講座」を設置した。包括的IgG4関連免疫学講座: 2025年6月30日まで。地域連携呼吸器内科学講座: 2025年6月30日まで。
令和4年(2022)	4月	堀修教授が医薬保健学域長(兼医薬保健研究域長)に, 絹谷清剛教授が医薬保健学総合研究科長になった。 医薬保健学総合研究科に寄附講座「情報医学開発講座」を新設した。 (2027年3月31日まで)
令和6年(2024)	4月	河崎洋志教授が医薬保健学総合研究科長に, 山本靖彦教授が医学系長及び医学類長になった。
令和7年(2025)	3月	医薬保健学総合研究科に寄附講座「児童青年期精神医学講座」を新設した。 (2029年3月31日まで)
令和7年(2025)	4月	医薬保健学総合研究科に寄附講座「地域連携小児科学講座」を新設した。 (2030年3月31日まで)

2. 医薬保健学域機構図

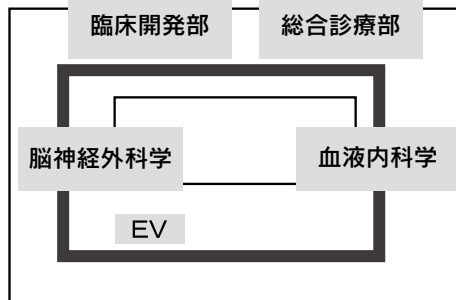


医学類A・B棟 案内図

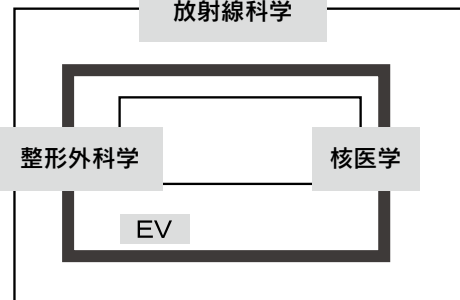


医学類C棟（総合研究棟）

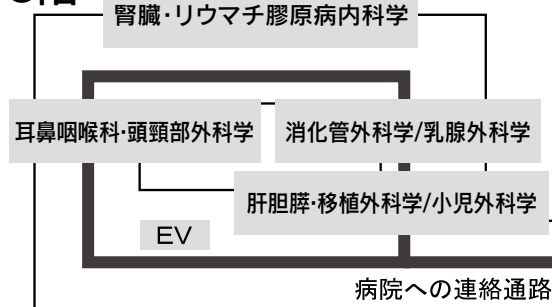
4階



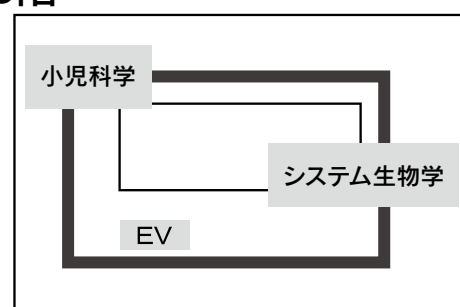
7階



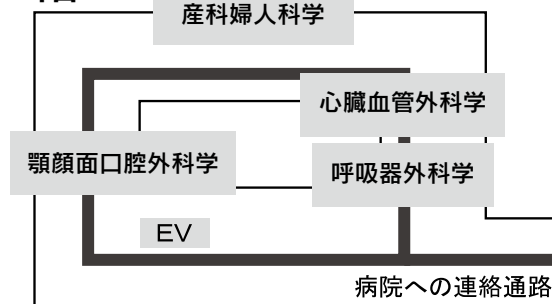
3階



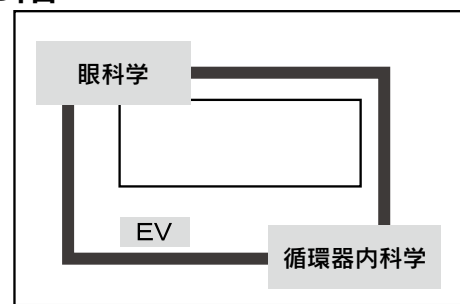
6階



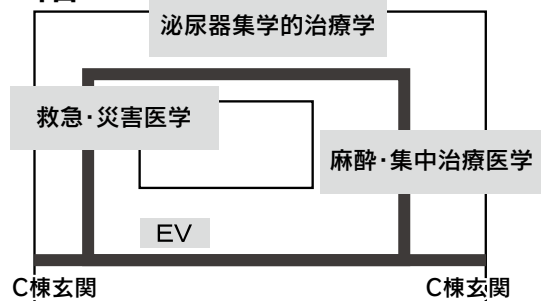
2階



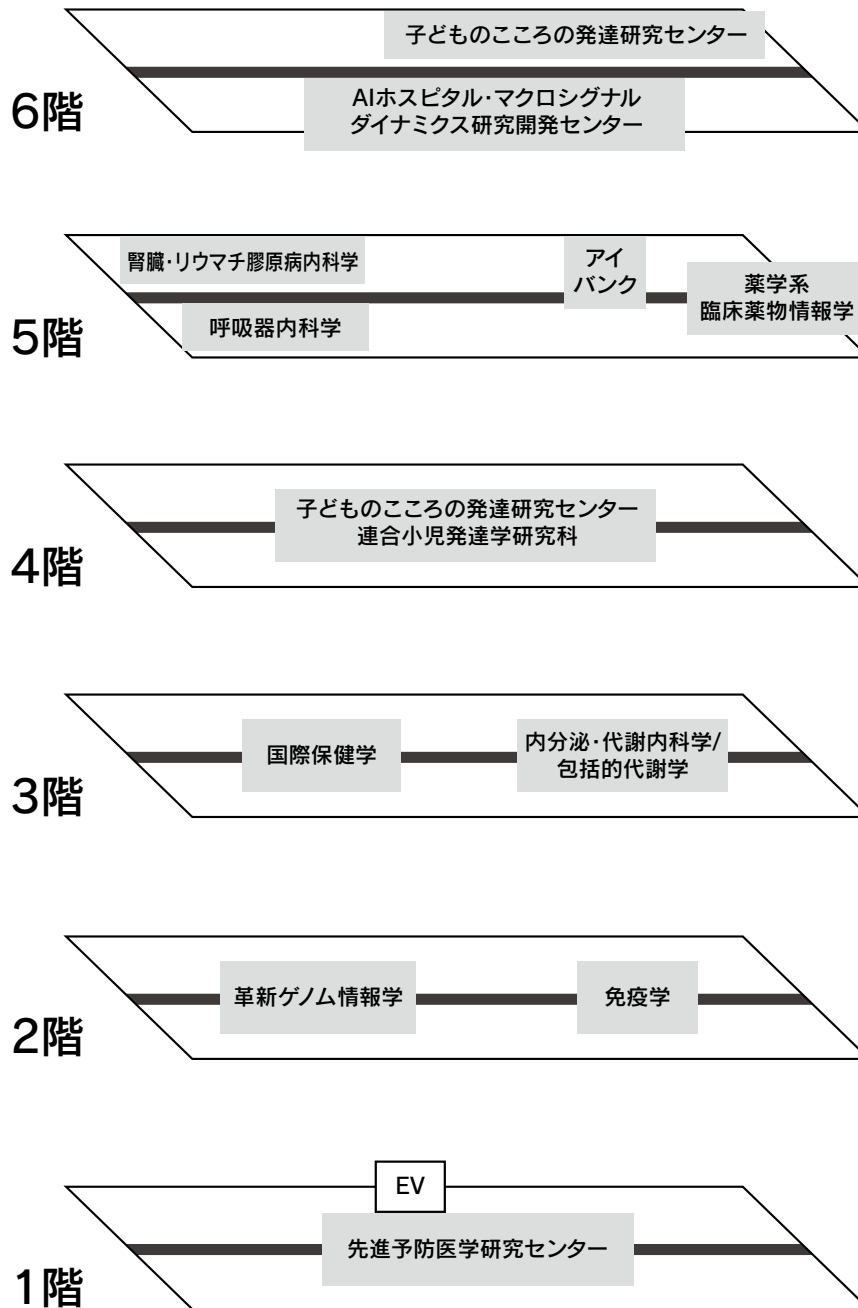
5階



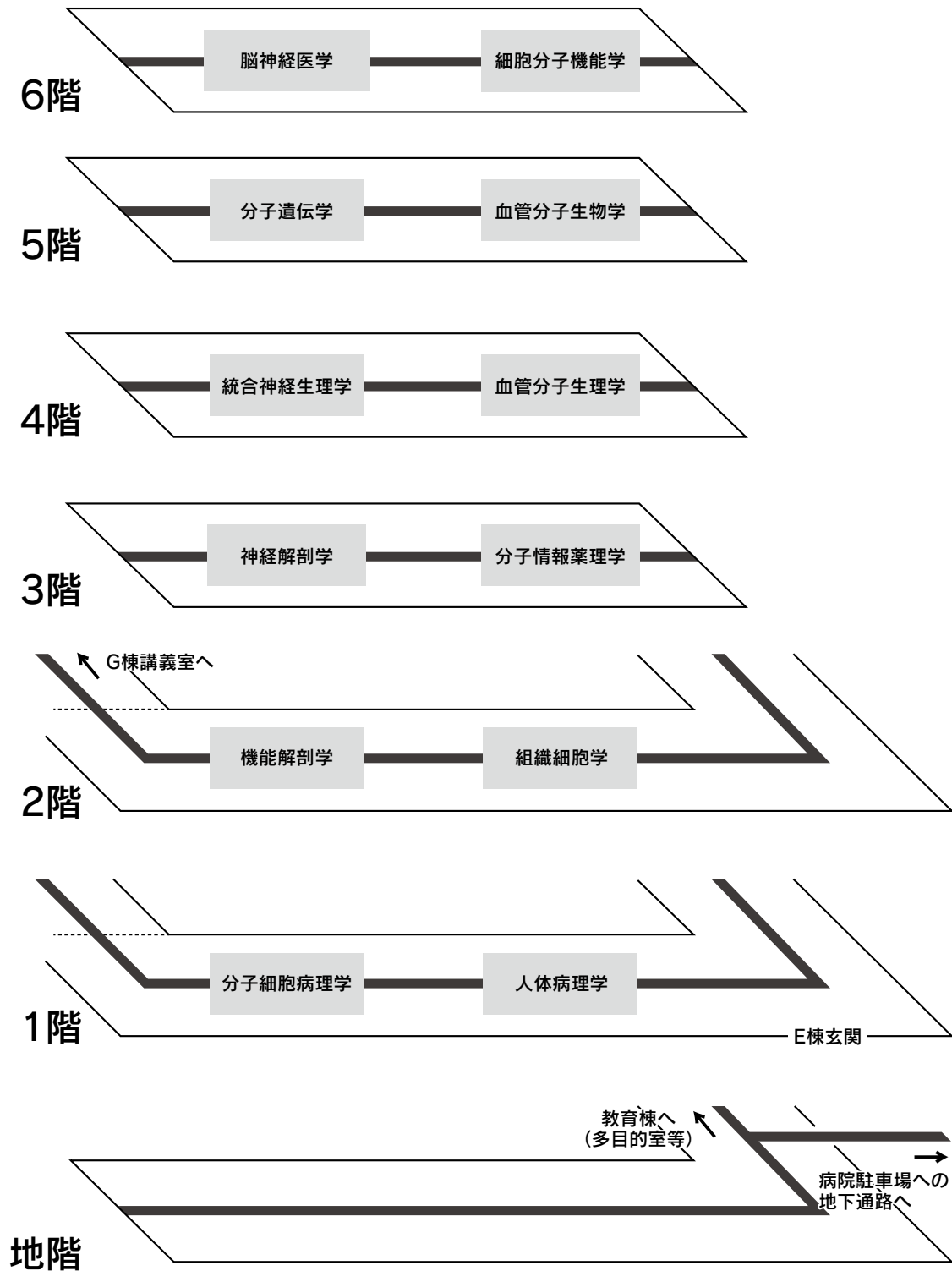
1階



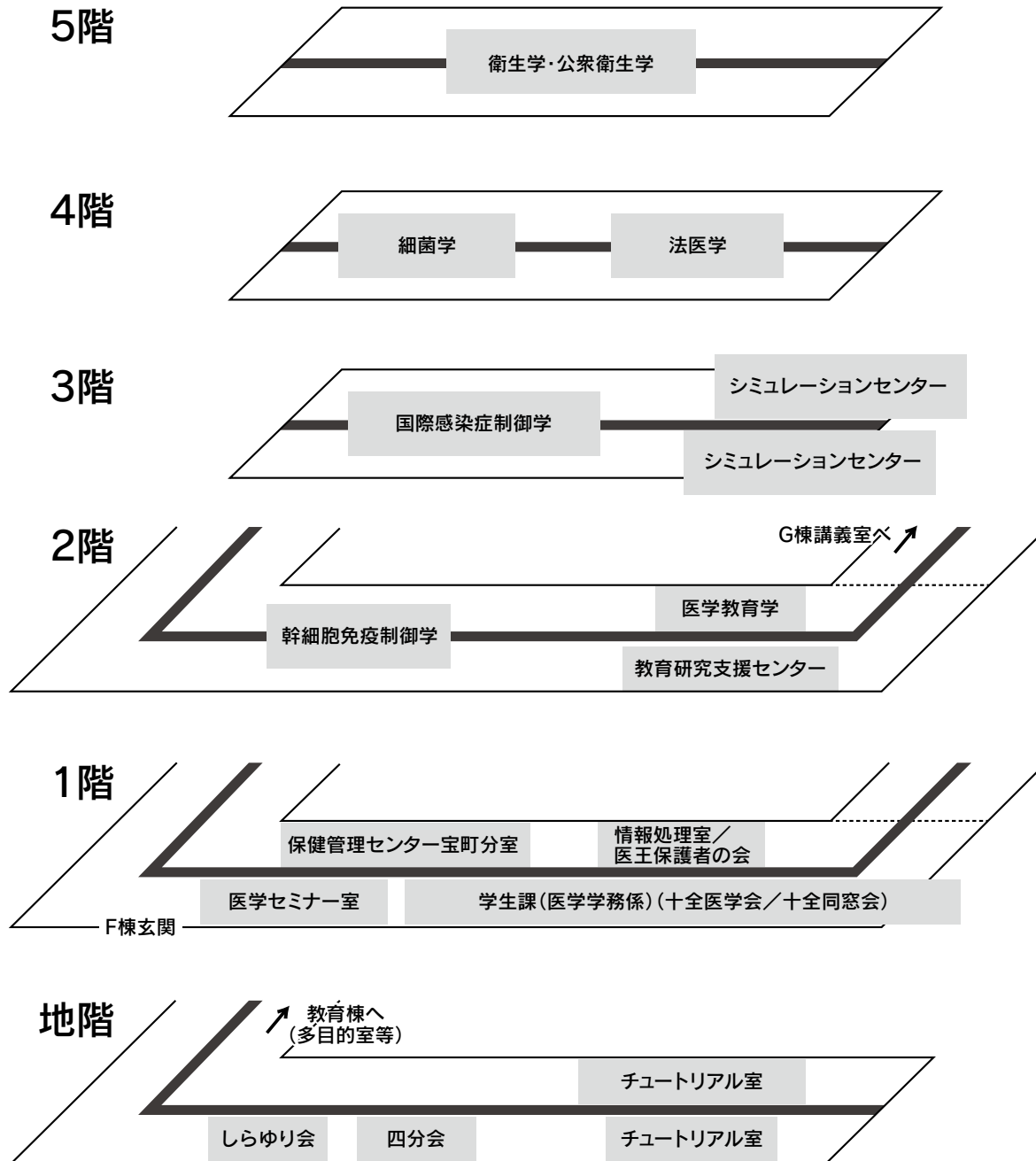
医学類D棟（D棟正面からみて）



医学類E棟（E棟正面からみて）



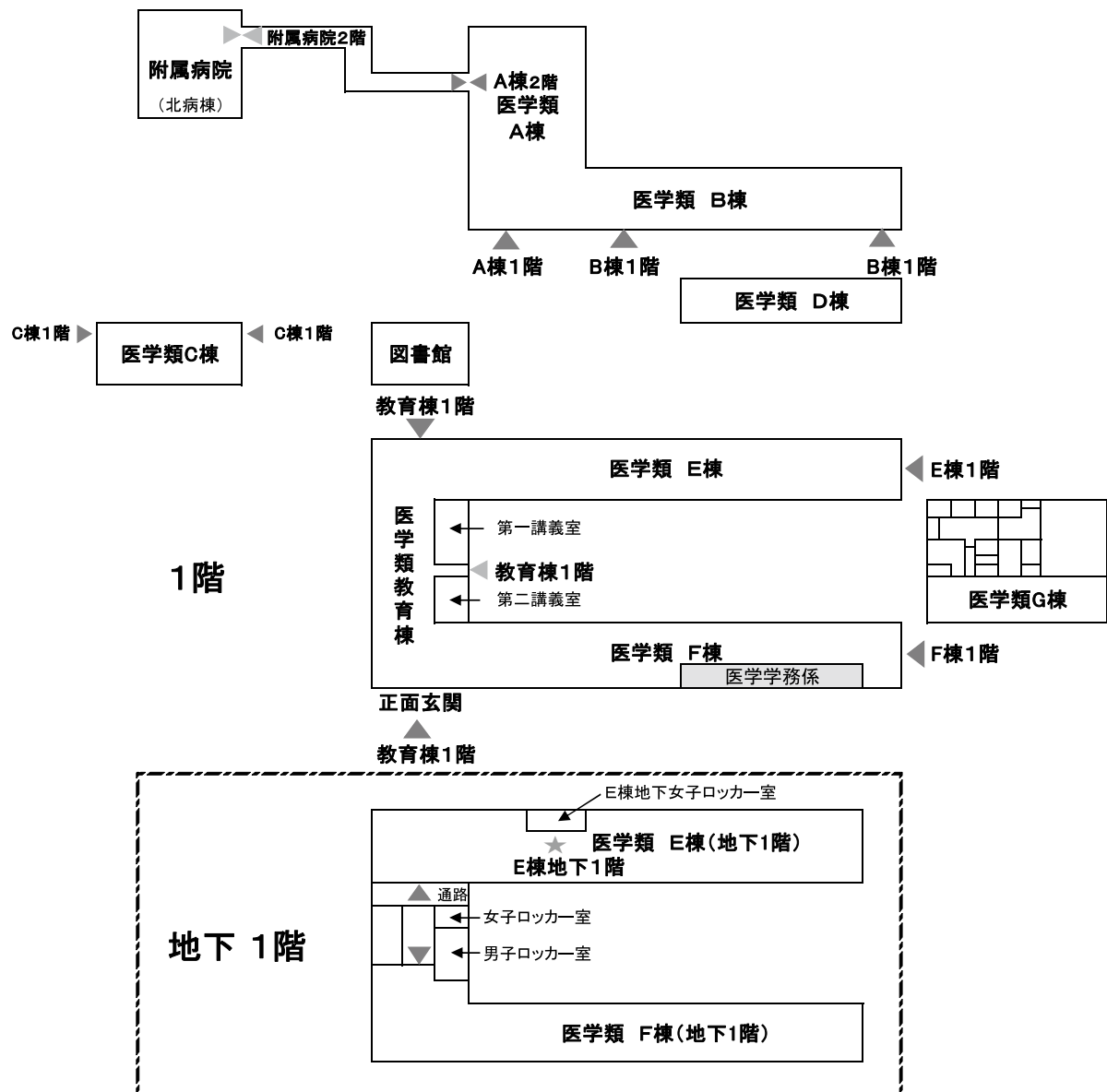
医学類F棟（F棟正面からみて）



学生証解錠可能扉案内図

【医学類生用】

- ・ 学生証を使用して以下の扉の解錠ができます。
 - ▲ 21時～7時まで施錠の扉を解錠できます。
 - ▲ 常時施錠の扉を解錠できます。
 - ★ E棟女子ロッカー室を利用している学生のみ解錠できます。
- ・ 下記以外で、鶴間地区の小立野体育館が解錠ができます。
- ・ 学生証にはICチップが内臓されているので取扱いには充分ご注意ください。



TAKARAMACHI TSURUMA

金沢大学

宝町・鶴間 キャンパス

宝町地区

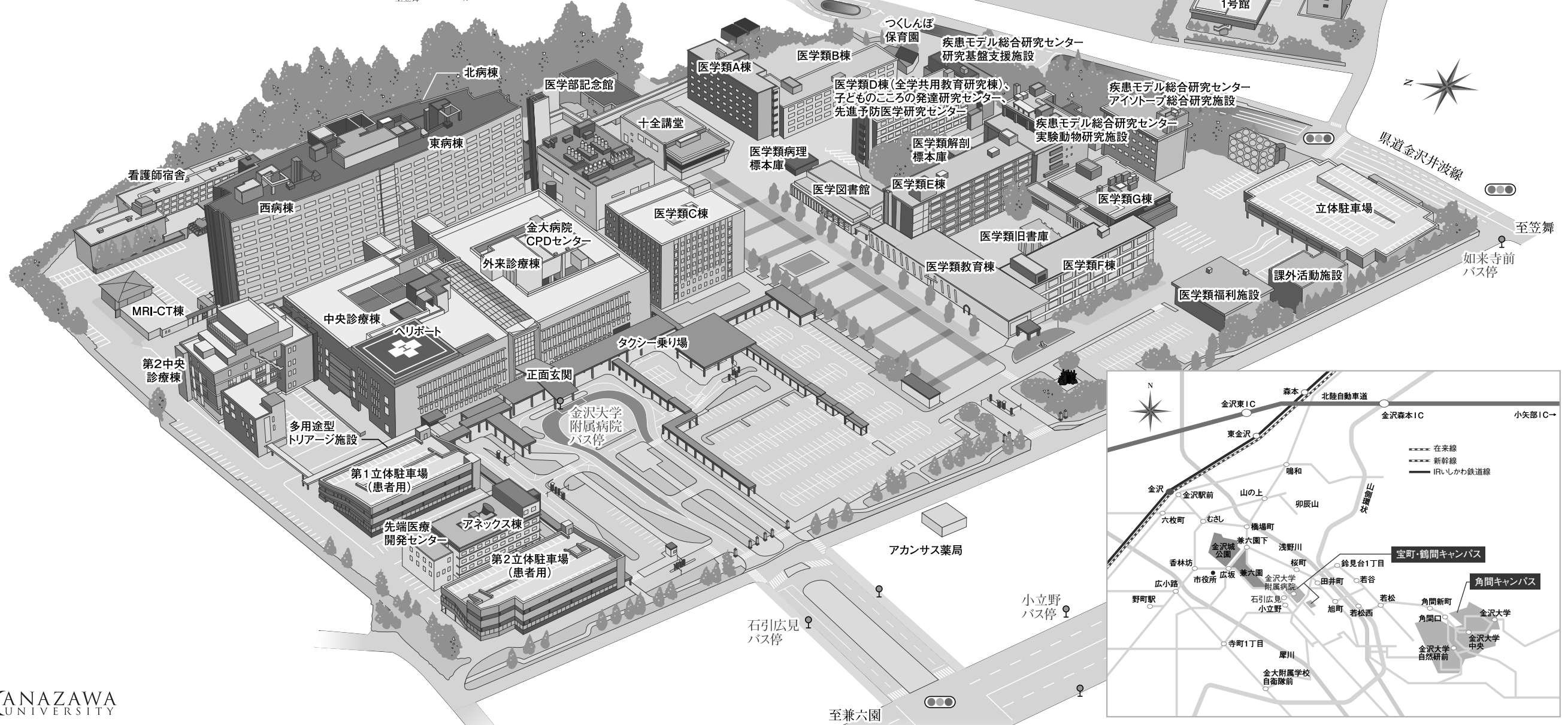
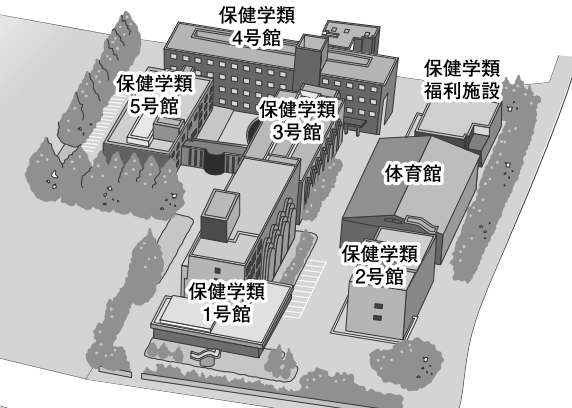
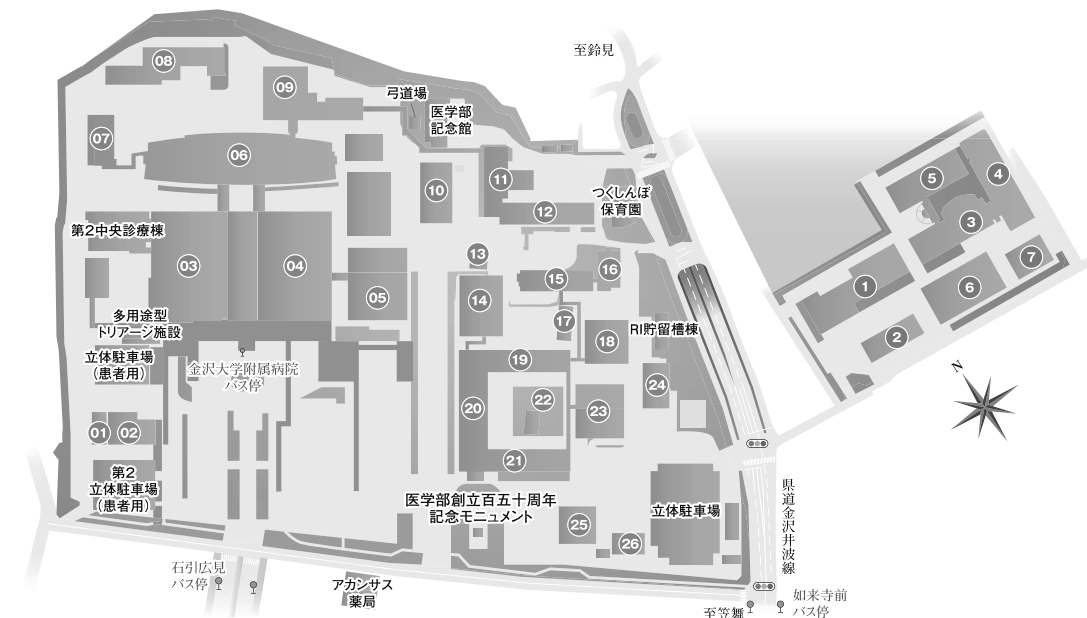
- 01 先端医療開発センター
- 02 アネックス棟
- 03 中央診療棟
- 04 外来診療棟、金大病院CPDセンター
- 05 医学類C棟
- 06 病棟(西病棟/東病棟)
- 07 MRI-CT棟
- 08 看護師宿舎
- 09 北病棟
- 10 十全講堂
- 11 医学類A棟
- 12 医学類B棟
- 13 医学類病理標本庫

- 14 医学図書館
- 15 医学類D棟(全学共用教育研究棟)、子どものこころの発達研究センター、先進予防医学研究センター
- 16 ★研究基盤支援施設
- 17 医学類解剖標本庫
- 18 ★実験動物研究施設
- 19 医学類E棟
- 20 医学類教育棟
- 21 医学類F棟
- 22 医学類旧書庫
- 23 医学類G棟
- 24 ★アイソトープ総合研究施設
- 25 医学類福利施設
- 26 課外活動施設

★疾患モデル総合研究センター

鶴間地区

- 1 保健学類1号館
- 2 保健学類2号館
- 3 保健学類3号館
- 4 保健学類4号館
- 5 保健学類5号館
- 6 体育館
- 7 保健学類福利施設



〒 920-8640 金沢市宝町 13 番 1 号

金沢大学医薬保健学域医学類

医薬保健系事務部学生課医学学務係（事務担当）

TEL：076-265-2127 FAX：076-234-4208

E-mail：t-igaku1@adm.kanazawa-u.ac.jp

URL： <https://www.med.kanazawa-u.ac.jp/index.html>